

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11 **(仮称) 滋賀県特別支援教育推進計画**

12 ～共に学び共に生きる共生社会の形成をめざして～

13 **(原案)**

14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29 令和8年(2026年)3月

30 滋賀県教育委員会

31

は じ め に

滋賀県教育委員会では、すべての子どもたちがその生活の場である「地域」において、障害の有無にかかわらず、共に学び、地域で生きていくための力を身につけていく「インクルーシブ教育」の理念を広く周知し、その理念の実現に向けた「インクルーシブ教育システム¹の構築」を推進するため、これまでの特別支援教育の成果を踏まえ、平成 26 年度に「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン」を策定し、取組を進めてきました。

特別支援教育は、特別な支援を必要とする子どもが在籍するすべての学校において実施されるものであり、障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場において、適切な指導を行うとともに、必要な支援を行う必要があります。

現在、県内の特別支援学校²や小・中学校の特別支援学級³、通級による指導⁴においては、特別の教育課程や少人数の学級編制の下、特別な配慮により作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備等を活用して指導が行われています。

令和 5 年 3 月に閣議決定された「障害者基本計画（第 5 次）」においては、障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、いわゆる「社会モデル」を踏まえつつ、障害に対する理解を深めるための取組を推進することが明記されています。

このことを踏まえ、滋賀県教育委員会では、今後もより一層、国や各市町教育委員会、また各学校園等や保護者等の皆様ならびに地域、関係機関等、子どもに関わるすべての皆様と共に、連携・協働しながら、本県の特別支援教育のさらなる充実と発展に向けて、取り組んでまいりたいと考えています。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を頂戴し作成にご協力いただきました各市町教育委員会の皆様ならびにご意見を頂戴しました関係の皆様に深く感謝申し上げますとともに、本計画のめざす共生社会の実現に向け、今後益々のご支援とご協力をお願いいたします。

令和 8 年(2026 年) 3 月 日

滋賀県教育委員会
教育長

目 次

はじめに

第1章 計画の考え方	4
1 策定の趣旨	4
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	4
第2章 滋賀のめざす特別支援教育	5
1 基本理念	5
2 本県特別支援教育のめざす姿	6
第3章 滋賀の特別支援教育の現状と課題	7
1 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の状況	7
(1) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒数の増加	7
(2) 就学先決定に関する状況	10
(3) 卒業者の進路状況	12
2 本県におけるこれまでの取組状況	16
(1) 発達段階に応じた指導の充実	16
＜特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」推進事業（小中学校）＞	
＜高等学校特別支援教育推進事業＞	
(2) 社会的・職業的自立の実現	21
＜しがしごと検定＞	
(3) 教員の指導力や専門性の向上	24
(4) 教育環境の充実	25
＜副次的な学籍＞	
(5) 適切な就学相談の推進	27
(6) 教育における連携の推進	28
＜医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業＞	
3 本県における課題	30
第4章 今後の方向性と具体の施策	33
柱1 夢と生きる力を育む	33
観点① 個別最適な学びと実態に応じた指導・支援の充実	
観点② 社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進	
柱2 学びの基盤を支える	38
観点③ すべての教職員の資質・専門性の向上	
観点④ 多様な学びの機会の確保と教育環境の整備・充実	
柱3 みんなで学びに関わる	42
観点⑤ 適切な就学相談の推進	
観点⑥ 関係機関との連携による切れ目ない支援の充実	

1		
2	第5章 計画の進行管理と評価指標	46
3	1 進行管理の実施	46
4	2 評価指標	47
5		
6	資料	48
7	○ 特別支援教育に係る国の動向	
8	○ 用語解説	
9		

第1章 計画の考え方

1 策定の趣旨

障害のある子どももいない子どもも、共に学び共に生きる共生社会の形成をめざして、滋賀県特別支援教育推進計画を次のように取りまとめます。

- 滋賀県教育委員会は、平成27年(2015年)3月に「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン」(以下、「基本ビジョン」という。)、翌28年(2016年)3月に中長期的な具体の実施計画として「同実施プラン」(以下、「実施プラン」という。)を策定しました。「実施プラン」は、「共に学ぶ」を基本の柱として、基本の柱を支える6つの柱ごとに目標を掲げ、具体の取組を進めてきました。
- 「実施プラン」が令和7年度(2025年度)末で終期を迎えることに伴い、本計画の策定を行います。
- 「基本ビジョン」の策定以降、ICTの発展や1人1台端末の整備が進むとともに、医療的ケア児支援法⁵が制定されるなど、特別支援教育を取り巻く環境は変化しています。また、令和3年(2021年)1月には、国の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」から特別支援教育の推進方策に関して報告されています。
- 本計画は、「基本ビジョン」と「実施プラン」を、令和5年(2023年)12月に策定された第4期滋賀県教育振興基本計画に準じて見直しを行い、成果と課題を踏まえ、重なる部分を整理し、1つの計画として策定します。

2 計画の位置づけ

- 滋賀県教育振興基本計画を上位計画とし、すべての学校園等における特別支援教育に関する基本的な計画とします。

3 計画期間

- 計画期間は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や国の動向等をふまえ、必要に応じて見直しを行います。

第2章 滋賀のめざす特別支援教育

特別支援教育は、「障害のある子どもたちのための教育」から、すべての子どもたちの個別的な学びを支援する教育へと、より一層進化していくことが求められています。

すべての学校は、障害の有無に関わらず、すべての子どもが共に学べる環境を整えることが重要です。障害のある子どももいない子どもも、共に生活し、共に学ぶことで、お互いの違いを理解し合い、共感を育むことができます。また、それぞれに応じた学びのスタイルを選択し、多様な方法で支援を行うことで、個別最適な学びと協働的な学びが実現します。

これからの特別支援教育は、個々の教育的ニーズに応じた学びやインクルーシブな教育環境を推進し、障害の有無にかかわらずすべての子どもたちが共に学び、互いに支え合い、成長できる社会を目指すことが重要です。そのためには、学校における指導・支援の質を高めるための専門的な取組や、地域・福祉・医療等との連携強化を推進することが必要であり、そのことにより共生社会の実現に向けて一層取り組みます。

1 基本理念

本県がめざす特別支援教育の理念「共に学ぶ」

障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育てる。

「共に学ぶ」とは、物理的に同じ空間にいることだけを指すではありません。「違いを認め合って一緒に学ぶ」という深い意味合いがあります。

一人ひとりの子どもの個性や特性、能力、そして成長のペースは異なります。障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことで、多様な視点を学級にもたらし、他者理解を深める貴重な機会となります。そして、互いの違いを認識し、尊重し合うことから、共生への道が開かれます。

共に学ぶ環境では、「互いに助け合う」という互惠的な関係が自然と育まれます。これは、一方的に助ける・助けられるという関係ではなく、誰にも「できること」があり、「できないこと」もあるという前提に立ち、互いの強みを活かし、弱みを補い合うことを意味します。例えば、ある子どもは、学習面で手助けが必要かもしれませんが、別の面では優れた創造性やリーダーシップを発揮するかもしれません。こうした相互作用をとおして、子どもたちは支え合うことの価値と喜びを実感し、社会性を身に付けていきます。

すべての子どもの「生きる力」を育む上で重要な視点は、「それぞれの子どもが、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感や達成感を得ながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうか」にあります。子どもたちが自らのペースで学び、小

な成功体験を積み重ねることで、自己肯定感を育むことが、未来を切り拓いていくための「生きる力」を養うことにつながります。そのためには、個々の教育的ニーズに沿った指導・支援、ユニバーサルデザイン⁶の視点を取り入れた教材や学習環境の整備、専門性を有する教職員の配置など、包括的な環境整備が不可欠です。そうしてすべての子どもが「自分ができる」「自分は役に立っている」と感じられるような学びの場を創出することが、教育の質の向上につながります。

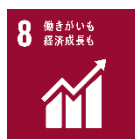
本県がめざす「共に学ぶ」は、「地域で共に生きていくための力」へと昇華されることをめざしています。私たちのめざす社会とは、「互いを必要とし合い、支え合う社会」であり、障害の有無にかかわらず、誰もが地域社会の一員として尊重され、役割を持ち、貢献できる社会です。この理想を実現するためには、子どもたちが幼少期から多様な人々と関わり、他者理解を深めることが極めて重要であるとともに、他者の背景や考え、感情に寄り添い、異なる意見を受け入れる力を身につけることは、共生社会を築く上で不可欠な要素です。学校という小さな社会での「共に学ぶ」経験が、将来、地域社会全体での支え合いという大きな輪へと繋がっていくものと考えます。

2 本県特別支援教育のめざす姿

インクルーシブ教育システムの構築による、本県特別支援教育のめざす姿を、次のように取りまとめます。

- 障害のある子どもも障害のない子どもも、地域で共に生きていくために必要となる社会生活能力を身に付け、社会的・職業的に自立し社会参加できる。
- 障害のある子ども一人ひとりが、義務教育の段階においては「地域で学ぶ」ことを基本とし、就学後の成長や学習課題の進展等により、その教育的ニーズに応じた学びの場を柔軟に選択することができる。
- 「(地域で)共に学ぶ」ことにより、様々な力を持つすべての子どもたちが、障害のあるなしにかかわらず、互いの違いやよさ等を認め合うことができ、地域社会の一員として心豊かに成長できる。

また、「誰一人取り残さない」という SDGs⁷の考え方を特別支援教育の場で具現化し、すべての子どもたちがその多様なニーズに応じて質の高い教育を受け、持続可能な社会の担い手として成長できるインクルーシブな環境を構築します。



滋賀県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

第3章 滋賀の特別支援教育の現状と課題

1 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の状況

(1) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒数の増加

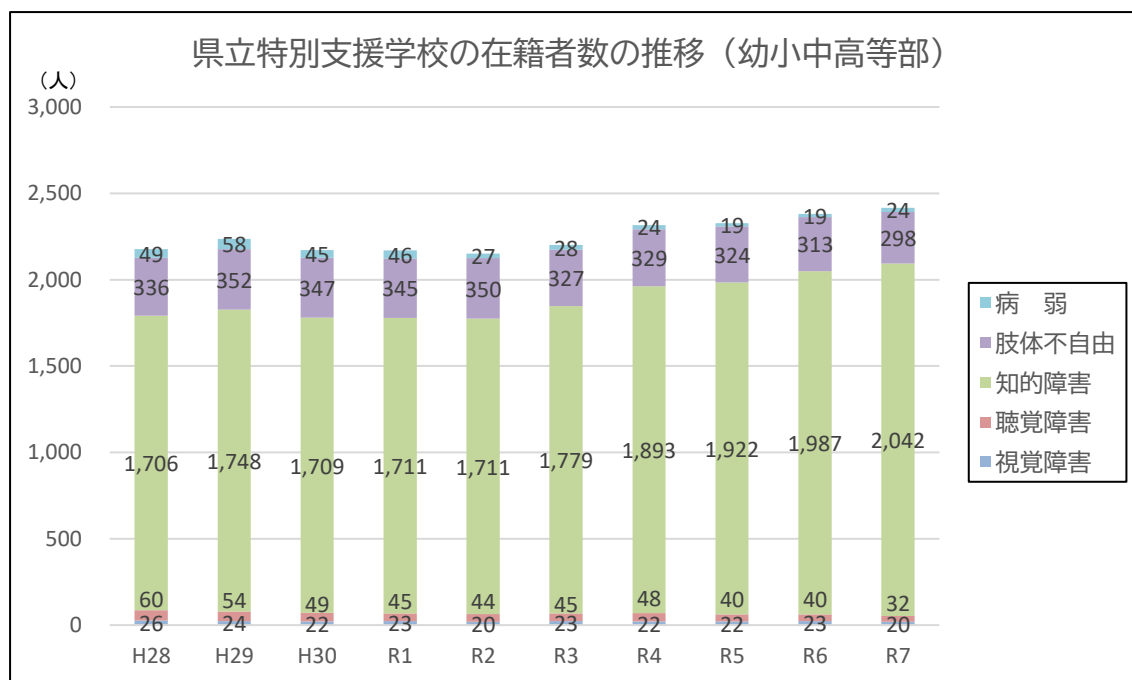
○ 県立特別支援学校の幼児児童生徒数の推移

本県が設置している特別支援学校に在籍する児童生徒数は、令和7年5月1日現在で2,416人となり、前年度の2,382人から34人増加し、過去最高となりました。このうち、知肢併置の特別支援学校8校（分教室等を含む）には2,135人が、高等部単置の高等養護学校4校には205人が在籍しています。

少子化の影響もあり、視覚・聴覚障害、病弱の特別支援学校の児童生徒数が減少傾向にある一方で、知肢併置の特別支援学校では、増加傾向が続いています。

知肢併置の特別支援学校の児童生徒数は、長らく600人前後で推移していましたが、平成10年度ごろから急激に増加し、平成27年度に2,000人を超えました。その後は、減少する年度もあり、横ばいの傾向も見られましたが、ここ数年は再び増加が続いています。

特別支援学校の児童生徒数が増加している要因としては、障害のある幼児児童生徒について、より適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育への社会全体の理解が深まるとともに、一人ひとりの障害に応じたきめ細かな教育や専門的な学びの場の選択の取組から、特別支援学校への評価と保護者の期待が高まり、入学者が増加したものと考えられます。

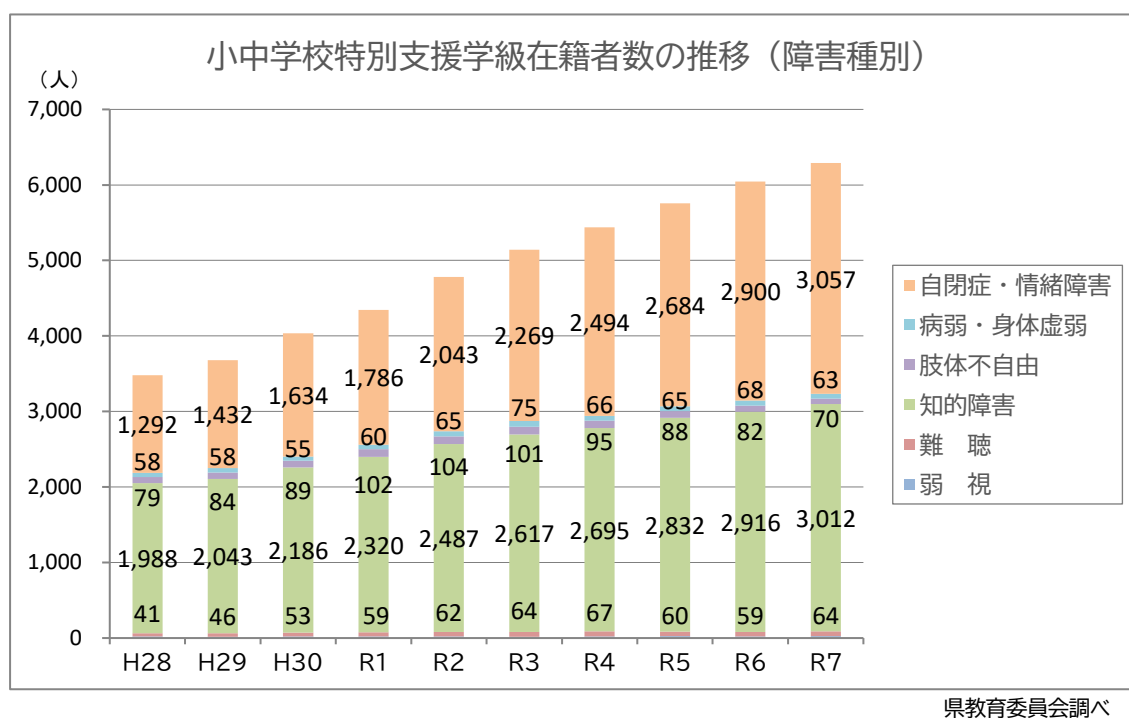


県教育委員会調べ

○ 市町立小・中学校および義務教育学校特別支援学級の学級数および児童生徒数の推移

県内の市町立小・中学校等には、令和7年5月1日現在で、小学校に870学級、中学校に368学級の特別支援学級が設置され、合計で6,290人が在籍しています。特別支援学級の児童生徒数は、過去10年で2倍近くに増加しており、特に自閉症・情緒障害特別支援学級の児童生徒数が著しく増加しています。

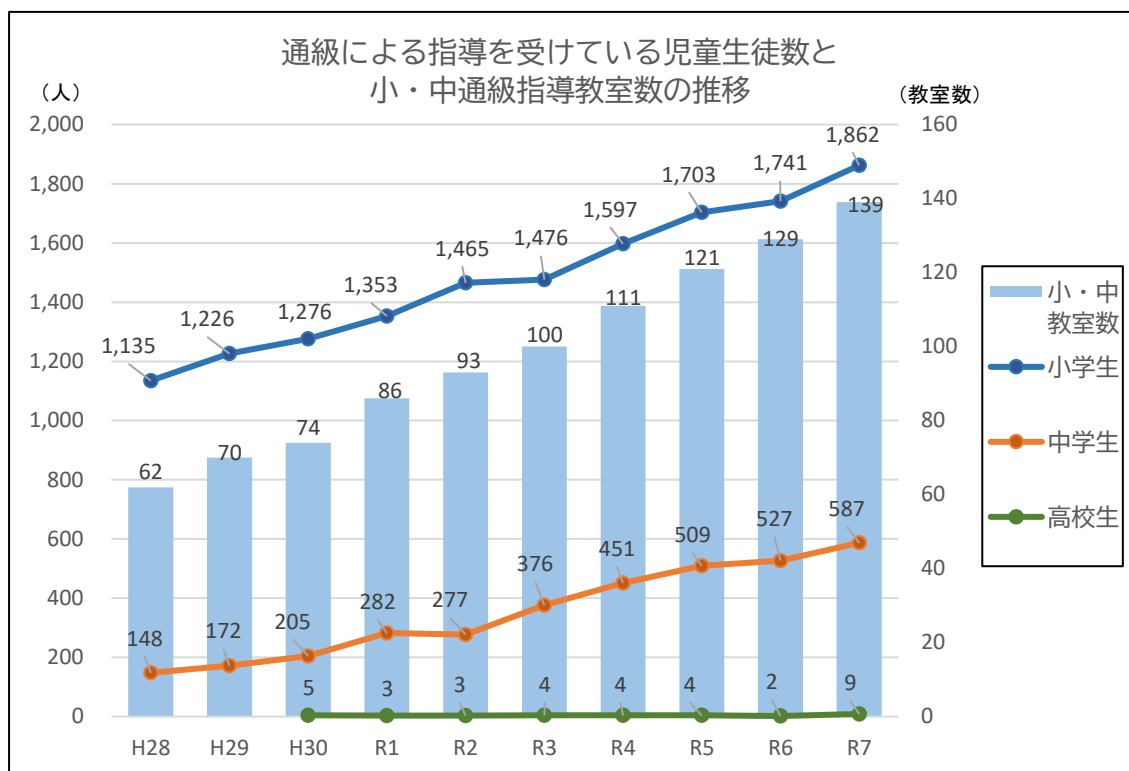
小・中学校では、障害が比較的軽度な児童生徒に対して、その障害の種別に応じて特別支援学級が設置され、児童生徒の障害の状態に応じた効果的な指導が行われています。



○ 通級による指導を受けている児童生徒数の推移

小・中学校において、「通級による指導」を受ける児童生徒は、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、必要に応じて月に1時間～週に数時間、特別の指導の場で、自立活動を中心とした特別の指導を受けています。県内の市町立小・中学校等には、令和7年5月1日現在で、小学校に105教室、中学校に34教室の通級指導教室が設置され、合計で2,449人が指導を受けています。

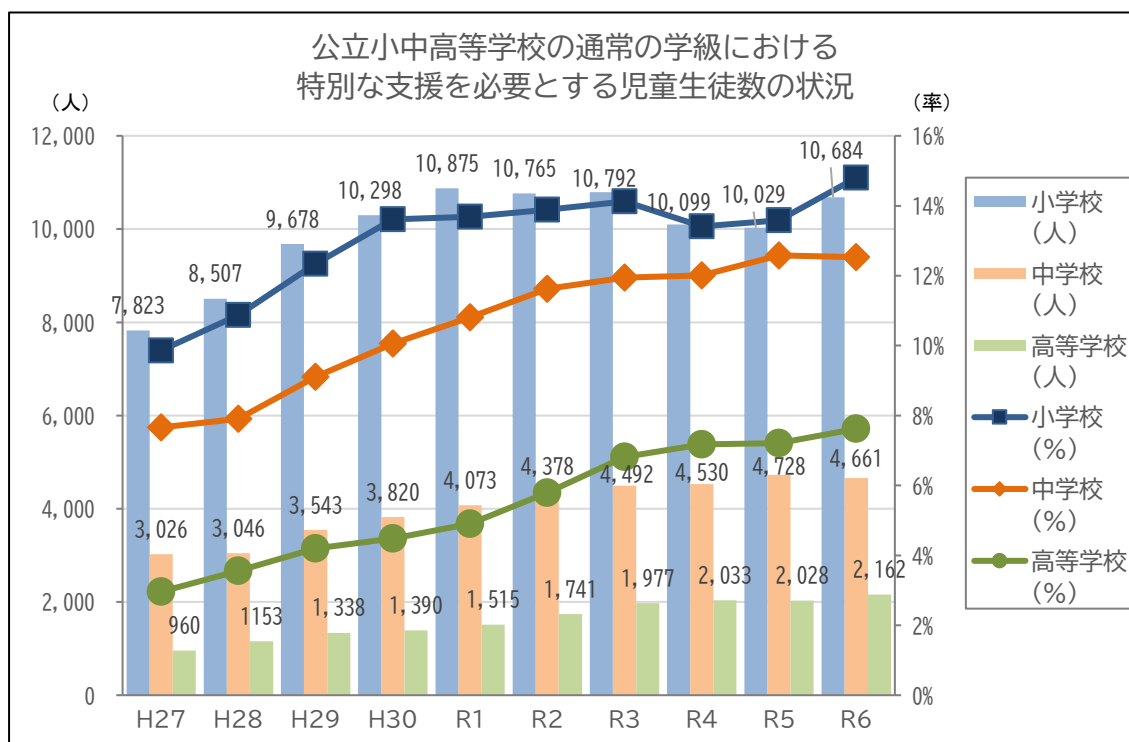
高等学校においても、平成30年度から「通級による指導」が制度化され、本県では愛知高等学校および北大津高等学校に通級による指導の場が設置され、個々の生徒の障害の状態に応じた指導が行われています。



県教育委員会調べ

○ 公立小中高等学校の通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒の推移

県内の公立小中高等学校の通常の学級において、特別な支援を必要とする児童生徒は、ここ数年、小中学校では10%台前半で推移、高等学校では7%程度まで増加してきています。



県教育委員会調べ

（２）就学先決定に関する状況

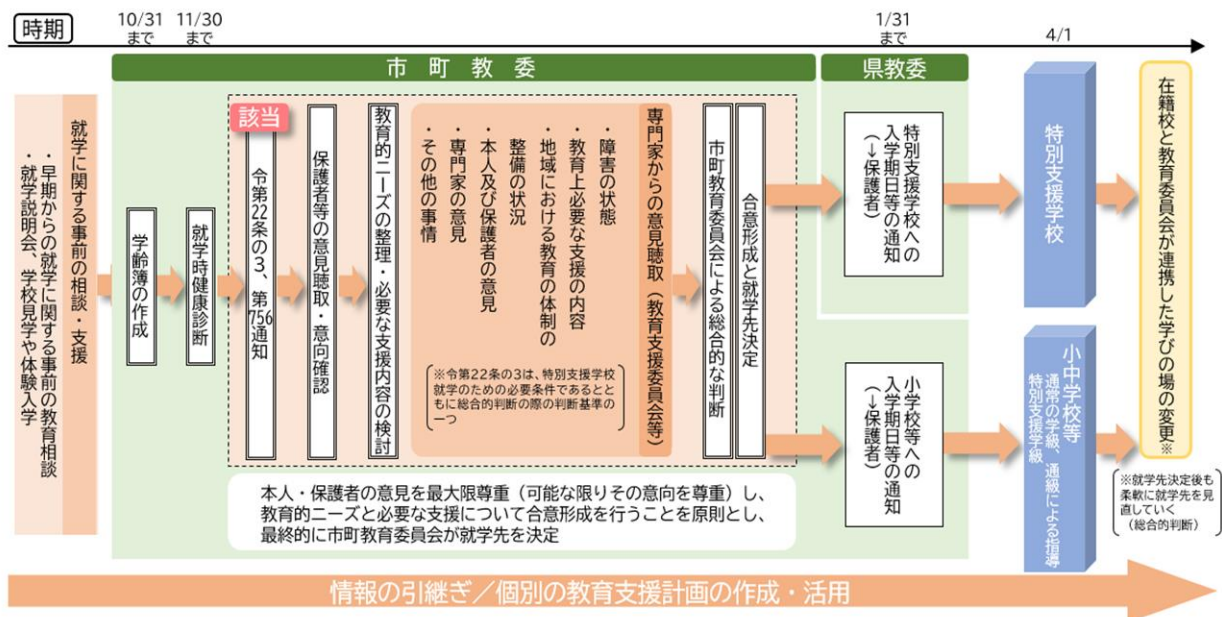
平成 25 年 9 月の学校教育法施行令の改正により、学校教育法施行令第 22 条の 3 に示された障害の区分に該当する幼児児童生徒の就学先について、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、市町教育委員会が最終決定をすることとなりました。

総合的な判断に基づく就学先決定を行うためには、就学相談を行う相談者、対象者の在籍する学校園、就学予定校、医療・福祉・保健等関係機関等の情報共有やケース検討会等の実施、学校見学や体験入学の実施など、各地域に応じた取組が望まれます。

また、保護者に対しては、就学相談を経て実際の入学や在籍異動等に至る手順をわかりやすく説明し、情報提供不足による無用な不安を招かないようにすることが大切です。

さらに児童生徒の就学後においても、障害の状態の変化等に応じて適切な教育が行われることが大切であり、校内教育支援委員会⁸や市町教育支援委員会等により就学後のフォローアップが適切に行われることが重要です。

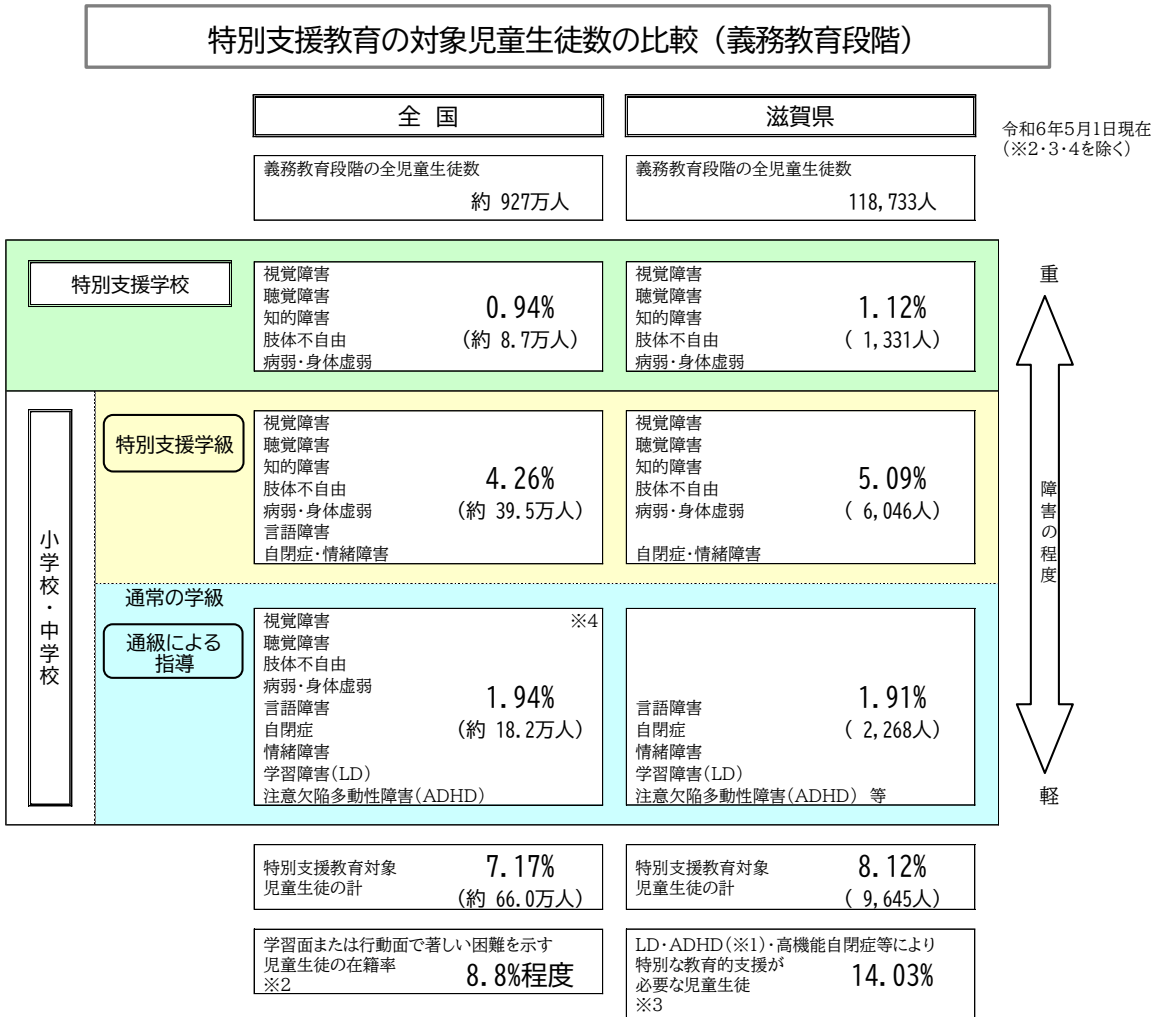
障害のある児童生徒の就学先決定について



文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引」

○ 特別支援教育の対象児童生徒数の比較

特別な支援を必要とする児童生徒数の増加については、全国的にも同じ傾向です。しかしながら、本県における特別支援学校、特別支援学級の在籍割合は、全国に比べ高い状況にあります。



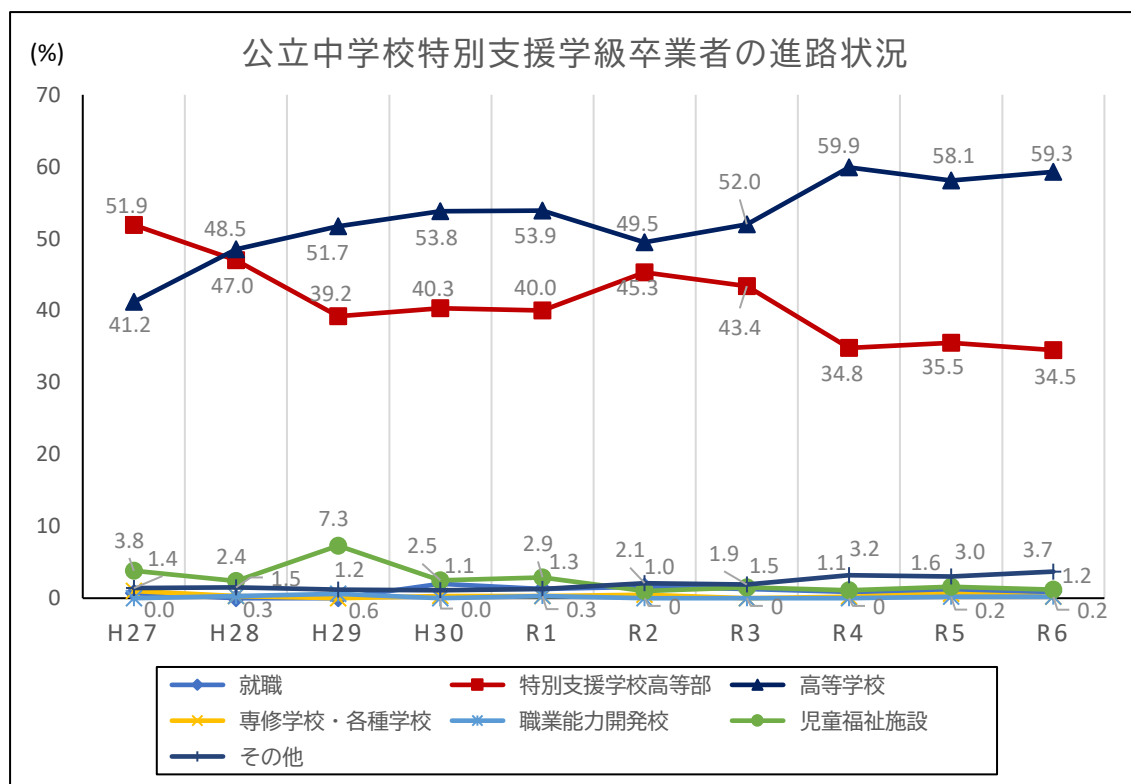
- ※1 LD(Learning Disabilities)：学習障害
ADHD(Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder)：注意欠陥多動性障害
- ※2 令和4年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。
- ※3 令和6年9月1日現在で、通常の学級に在籍する児童生徒で発達障害(LD、ADHD、高機能自閉症等)により、特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した児童生徒数(公立の小・中・義務教育学校のみ)
- ※4 令和3年5月1日現在

文部科学省資料、県教育委員会「特別支援教育に係る実態調査」

（３）卒業者の進路状況

○ 中学校特別支援学級卒業者の進路状況

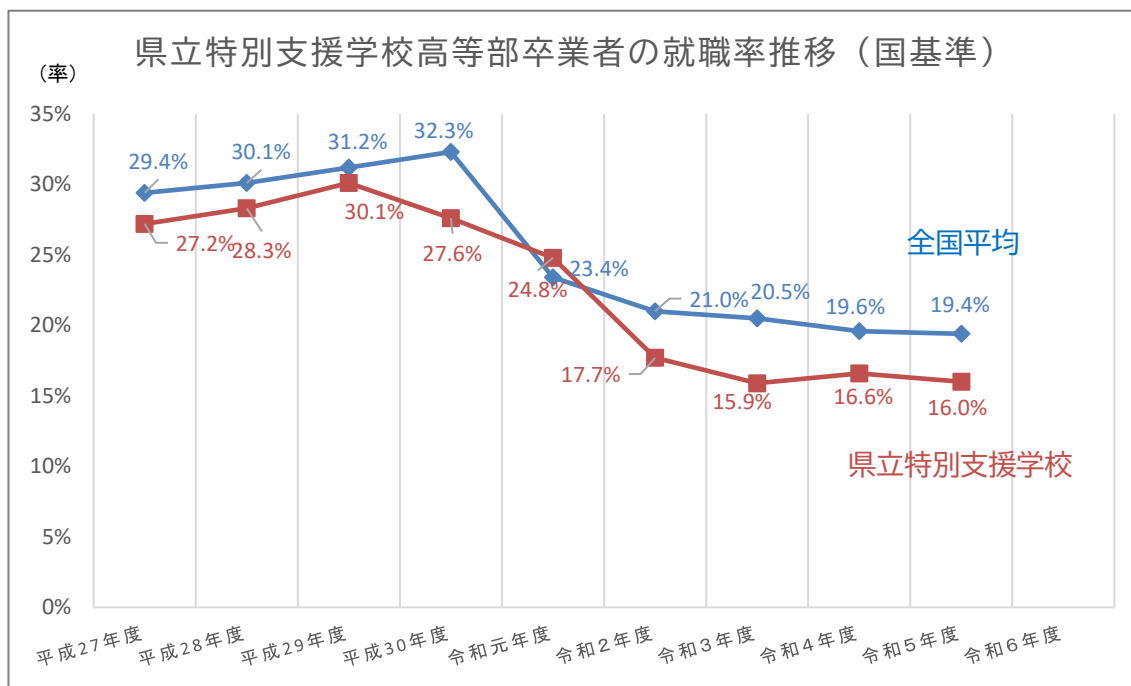
平成 27 年度までは、公立中学校特別支援学級卒業者の過半数は特別支援学校に進学していましたが、平成 28 年度より高等学校に進学する生徒数が特別支援学校に進学する生徒数を超え、平成 29 年度には進路先として高等学校を選択する生徒が過半数を超えました。



県教育委員会調べ

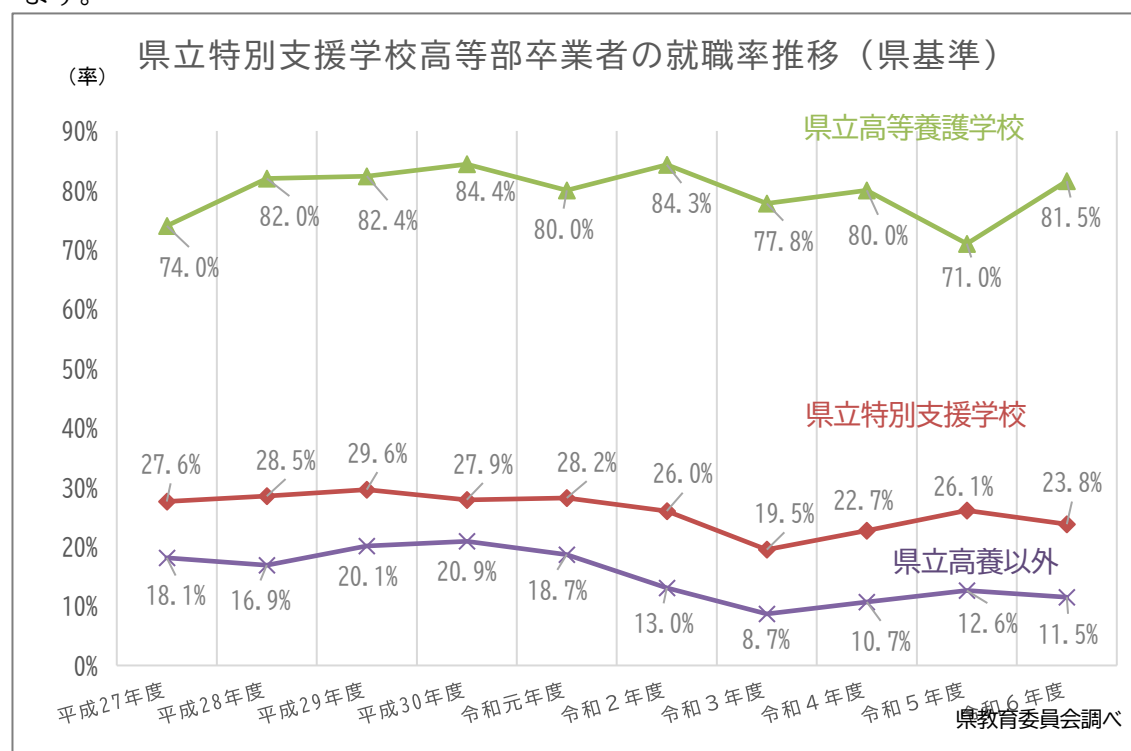
○ 特別支援学校高等部卒業者の進路状況

本県特別支援学校全体の就職率は、「国基準」では全国平均に達しない状況にあります。



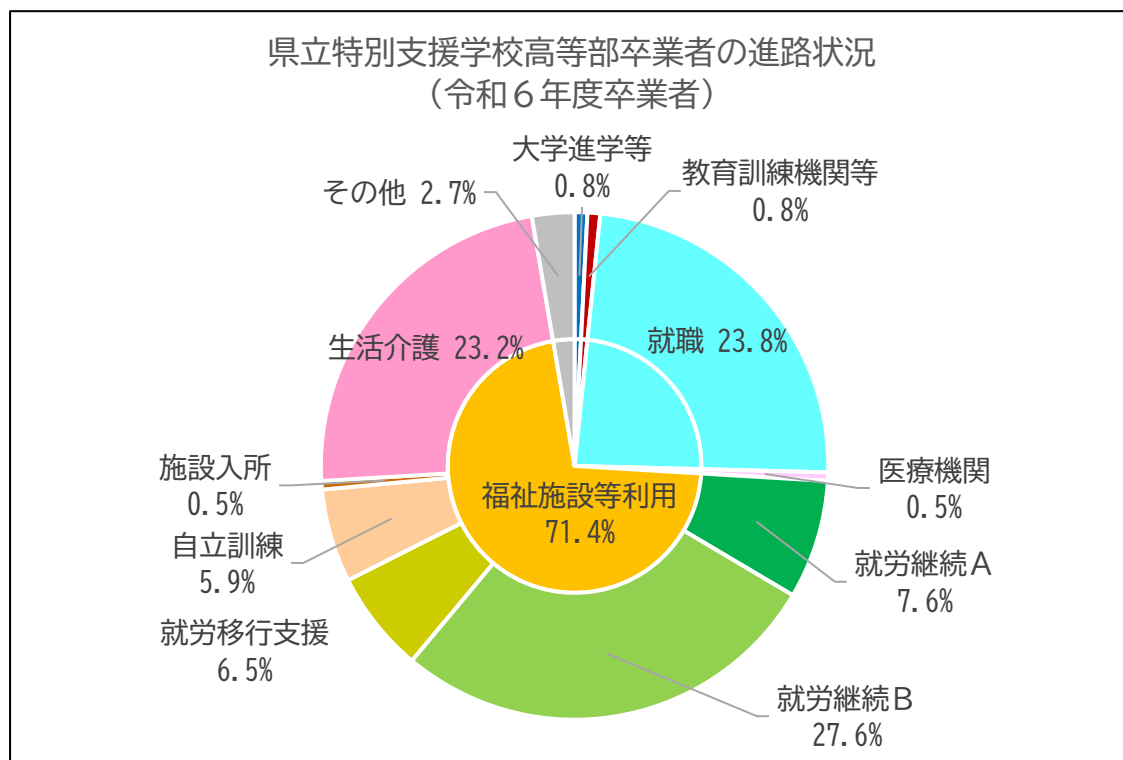
※「国基準」については、令和元年度より文部科学省において「就職者」の定義が変更され、「雇用契約1年以上・フルタイム勤務」を集計することとなっている。

「県基準」では、短時間労働者も含む就職した者を「就職者」として集計しており、県立高等養護学校「しごと総合科」卒業者の就職率は、8割を超える就職率となっています。



○ 特別支援学校高等部卒業者の進路先

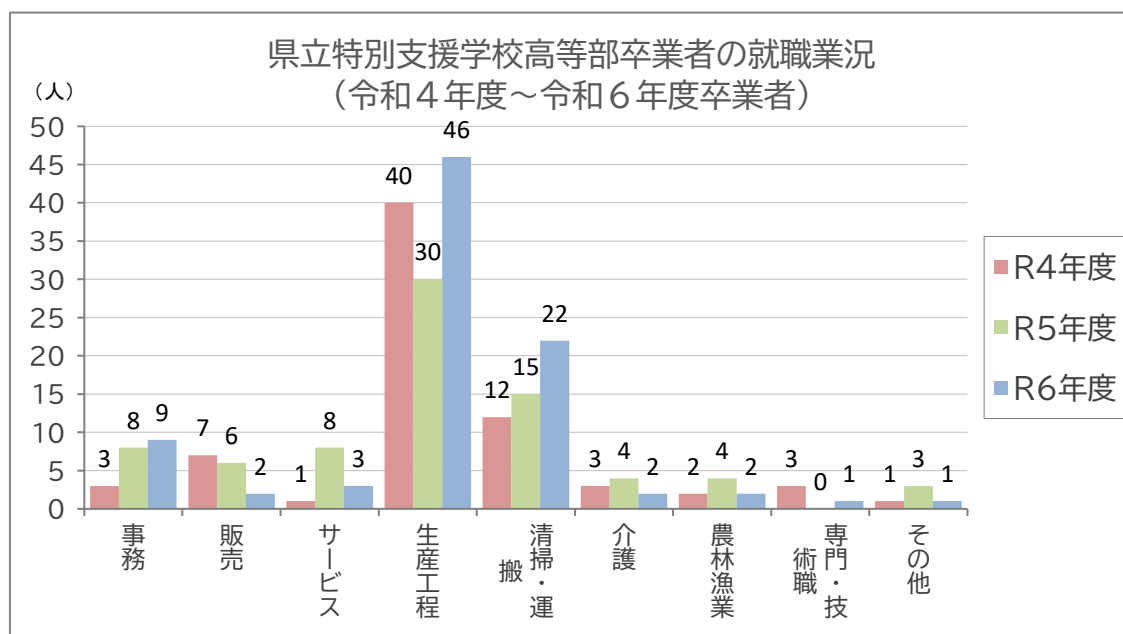
令和6年度卒業生 370 人のうち、企業等への就職者が 23.8% (88 人) である一方で、71.4%にあたる 264 人が福祉施設等利用となっています。福祉サービスの一部 41.6% (卒業生 154 人/370 人) は、就労のための訓練をする事業所を進路先として選び、卒業後も働く力を身につけるための支援を受けています。



県教育委員会調べ

○ 特別支援学校高等部卒業者の進路先（職種）

卒業者の主な就職先を職種別に見ると、令和4年度から令和6年度までの過去3年では「生産工程」への就職が最も多く、「清掃・運搬」が次に多くなっています。

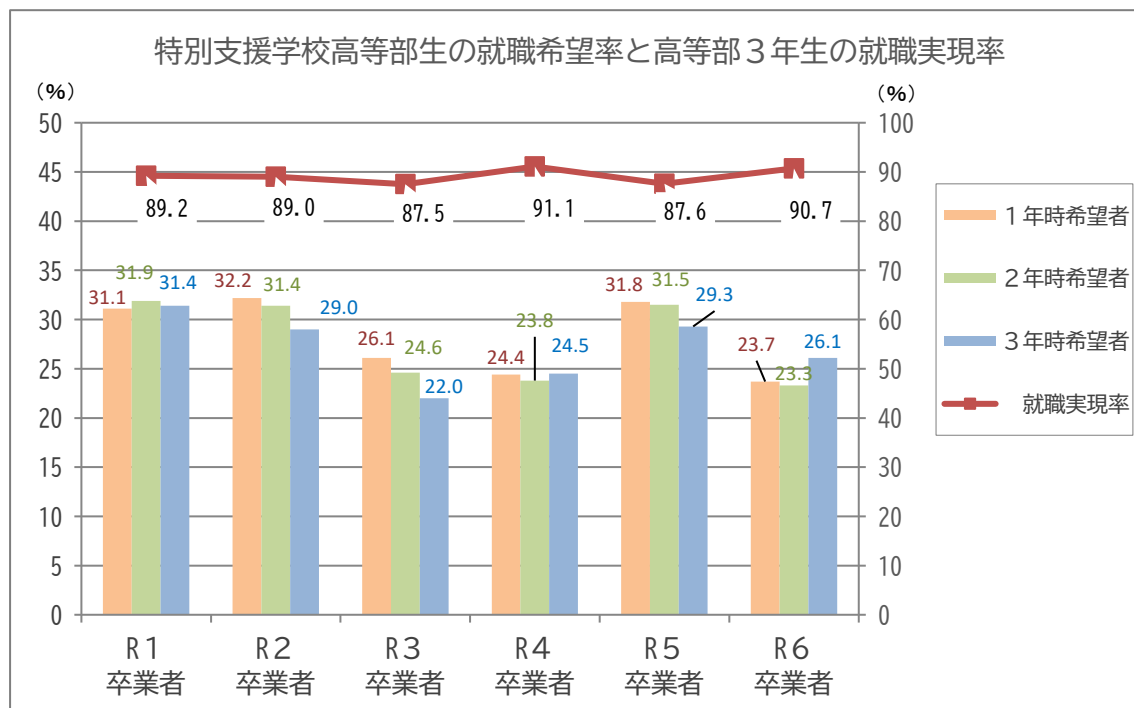


県教育委員会調べ

○ 特別支援学校高等部生の就職希望率と高等部3年生の就職実現率

特別支援学校高等部の進路指導に関しては、就職率のみならず、生徒が就労に対する意欲や希望をもち、その実現をめざすことが肝要であることから、就職実現率を指標にし、取り組んでいます。

※就職実現率＝就職者／各年度3年生の8月時点就職希望者数



県教育委員会調べ

2 本県におけるこれまでの取組状況

(1) 発達段階に応じた指導の充実

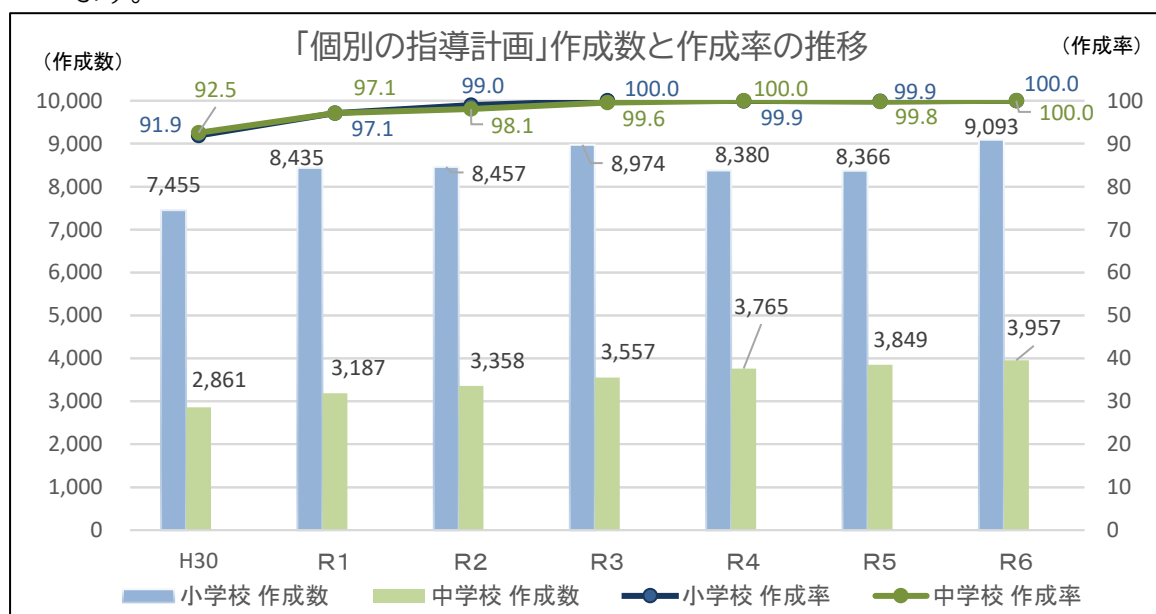
取組状況

- 平成 28 年～ 高等学校へ特別支援教育の専門家を派遣
- 平成 29 年～ 高等学校巡回指導員を高等学校に派遣
- 平成 30 年 高等学校における通級による指導の制度化
- 令和 2 年～ 高等学校特別支援教育コーディネーター⁹研修（「連絡会」から変更）
- 令和 5 年～ 市町特別支援教育研修会への発達障害¹⁰支援アドバイザーの派遣
- 令和 7 年 障害のある子どもの就学に関する支援の手引一部改訂

- ・ 特別支援学校に加えて、すべての小・中、高等学校において特別支援教育コーディネーターが指名され、「特別支援教育」は特別な支援を必要とする子どもが在籍するすべての学校で行われるものであるという認識が浸透しつつあります。
- ・ 各市町の支援体制の強化を図ることにより、小・中学校における個別の指導計画¹¹・個別的教育支援計画¹²の作成・活用が広がってきました。また、特別支援学校のセンター的機能¹³の活用も進んでいます。
- ・ 高等学校においては、特別支援教育コーディネーター研修や巡回相談等により、個別的教育支援計画・個別の指導計画の適切な作成や校内支援体制の構築を推進しています。

<特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」推進事業（小・中学校）>

通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒の在籍割合が増加し、一人ひとりの学びの最適化を図るための多様な教育的ニーズに対応する専門性が必要となっています。



県教育委員会「特別支援教育に係る実態調査」

個別の指導計画の作成率は上昇したものの、個別の指導計画をもとにしたPDCAサイクルによる実践や、支援内容の修正等の積み重ね、関係する教職員、関係機関との共有に課題があるなど、内容の充実や活用促進を進める必要があります。

個別の指導計画の作成活用率※

	R6
小学校	97.8%
中学校	97.9%

※作成した個別の指導計画に基づき、8月末までに支援を開始している割合

個別の指導計画の作成参画率※

	R6
小学校	97.7%
中学校	97.3%

※個別の指導計画を作成している児童生徒のうち、保護者（年齢・発達段階に応じて本人も含む）に提示しながら、個別の指導計画の目標の設定や支援の評価を実施している割合

通常の学級において、一人ひとりの特性や発達障害等による学びにくさに応じて、個別の指導計画を中心に置いた教科指導や、ICT機器等を効果的に活用した支援を行うことで、教師の指導・支援の質の向上を図るとともに、児童生徒が自分に合った学び方により、主体的に学習に取り組み、「個別最適な学び」が実現することを目指し、実践の普及を行いました。

○ 研究モデル地域に発達障害支援アドバイザーを派遣（R4）

- ・ 県内2市のモデル地域において、個別の指導計画を中心に置いた教科指導や支援を実践し、自分に合った学び方により主体的に学習に取り組む子どもの育成と、教員の専門性の向上を図りました。
- ・ 個別の指導計画を中心に置いた教科指導をPDCAサイクルで行うことを意識化し、実践することにより、個別の指導計画の活用や見直し場面が増え、指導・支援の具体化を図ることができました。このことにより、子どもの学習意欲の向上や主体的な学習参加につながりました。
- ・ 成果をまとめた実践事例等については、印刷物を作成し、県内市町教育委員会・学校に配付するとともに、滋賀県教育委員会のホームページに掲載しています。

○ 市町の研修会に発達障害支援アドバイザーを派遣（R5～R7）

- ・ 各市町が開催する、特別支援教育に関する研修会や特別支援教育コーディネーター会等に、発達障害支援アドバイザーを派遣し、令和4年度のモデル地域における実践事例や個別の指導計画を中心に置いた教科指導や支援について、普及を図りました。
- ・ 3年間で18市町に派遣し、教員の個別の指導計画の活用に対する意識を高めることができました。

市町開催研修会への発達障害支援アドバイザーの派遣実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
派遣市町	13 市町	10 市町	9 市町
研修参加人数	462 名	367 名	137 名 (10月15日時点)

- 特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」ワークショップの開催（R6、R7）
 - ・ 個別の指導計画を中心に置いた教科指導や支援が各校で組織的かつ積極的に実施されるよう、特別支援教育コーディネーターや市町特別支援教育担当者を対象にワークショップを開催し、市町各校への普及を図りました。
 - ・ 年間3つの連続したテーマの講義と、具体的な場面を想定したグループワークを取り入れることで、参加者の各校での個に応じた支援の実践につなげることができました。

<高等学校特別支援教育推進事業>

高等学校における特別支援教育を推進するため、高等学校特別支援教育支援員（以下、「特別支援教育支援員」という。）の配置および高等学校特別支援教育巡回指導員（以下、「巡回指導員」という。）の派遣を実施してきました。

- 特別支援教育支援員の配置
 - ・ 県立高等学校への特別支援教育支援員については、令和2年度以降、必要とする支援に応じて身体介助（現生活介助）支援員と学習支援支援員を配置しています。

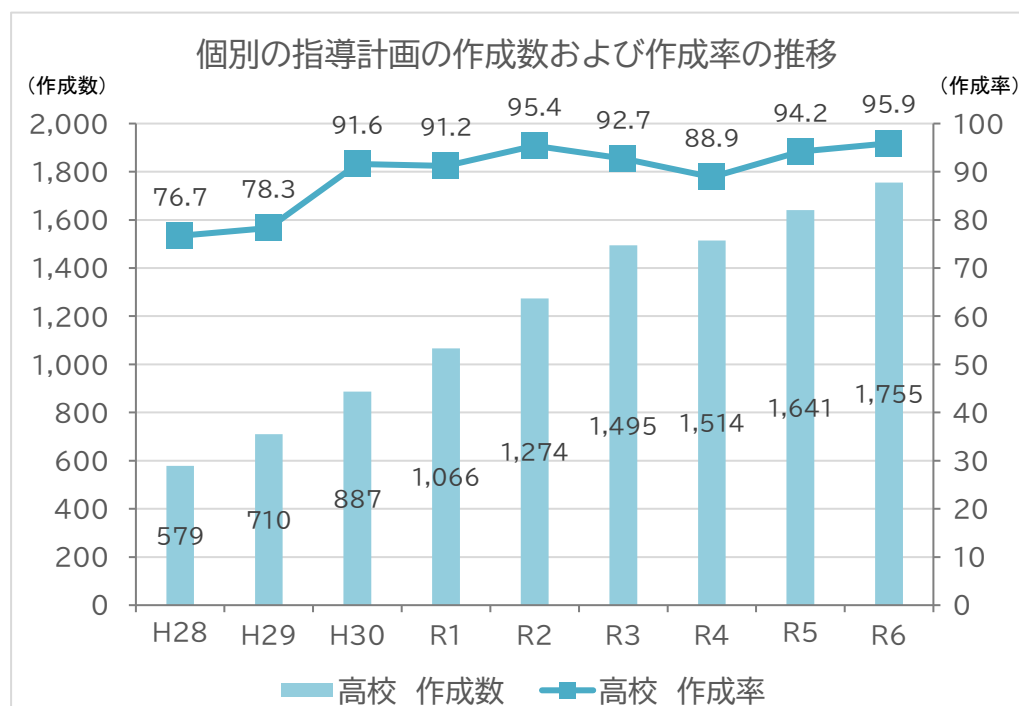
県立高等学校への特別支援教育支援員配置実績

年度	特別支援教育支援員	身体介助（現生活介助）支援員	学習支援支援員	合計
平成28年度	7名	—	—	7名
平成29年度	7名	—	—	7名
平成30年度	11名	—	—	11名
令和元年度	11名	—	—	11名
令和2年度	—	7名	7名	14名
令和3年度	—	6名	8名	14名
令和4年度	—	6名	8名	14名
令和5年度	—	7名	9名	16名
令和6年度	—	7名	9名	16名
令和7年度	—	7名	9名	16名

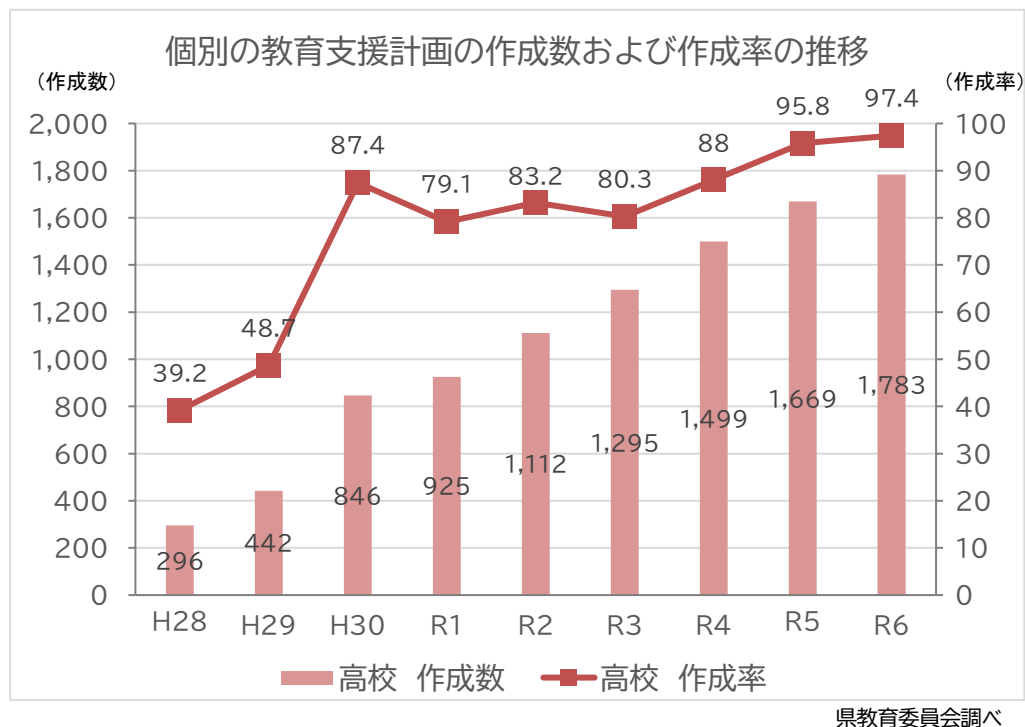
- 巡回指導員の派遣
 - ・ 平成29年度に「個別の指導計画等の作成や活用の支援」や「校内分掌を含む校内支援体制の構築に向けた指導」等の具体的な指導・助言を行う巡回指導員を設置し

ました。各校から提出の派遣希望調査等に基づき、毎年10校程度に対し年間10回程度巡回指導員を派遣するとともに、スーパーバイザー（外部有識者）を派遣したことにより、事業開始当初から令和4年度までに、個別の指導計画等の作成率は格段に上昇しました。

- ・ 一方、派遣希望のなかった高等学校における特別支援教育の推進状況は十分とは言えない状況がありました。多様な教育的ニーズのある生徒が高等学校に入学している状況や毎年実施している「特別支援教育に係る実態調査」の結果等を踏まえると、中学校から高等学校へ、そして高等学校卒業後の進路先へと切れ目のない支援をさらに充実させる必要があること等から、令和5年度から令和7年度までの3年間ですべての高等学校に巡回指導員を派遣することとし、個別の指導計画等の作成に係る基本事項（作成の進め方、様式、作成に係る校内での役割分担等）を中心に、改めて各校の校内体制を整える契機としました。このことにより、個別の指導計画等の作成率について、さらなる上昇が見られました。
- ・ 今後は、個別の指導計画に基づいた支援の実施や、個別の教育支援計画を活用した関係機関との連携等、作成した計画書の活用を促進するための取組が必要です。



県教育委員会調べ



○ ユニバーサルデザインの視点に立った授業づくりに係る研究

- ・ これまでの取組により、高等学校における障害により特別な教育的支援を必要とする生徒への指導の充実を図ってきましたが、高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒の割合は依然上昇傾向にあり、各学校においては、校長のリーダーシップの下、どの学級にも特別な支援を必要とする生徒がいることを前提とした校内支援体制を整える必要があります。特に、学習面において困難さを呈する生徒については、一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別の支援が大切であることはもとより、学級集団の中で「できた」「わかった」経験を積み重ねることができるようになるため、困難を抱えた生徒を含むすべての生徒が理解を深めることのできる授業づくりが求められています。
- ・ そこで、誰一人取り残さず、必要な資質・能力を育成し、個性を生かしていくことを大切にすることですべての生徒の学びを保障するとともに、障害のある生徒と障害のない生徒が共に学びあうインクルーシブ教育システムの構築を目指すため、令和7年度、県立高等学校1校を研究指定し、「ユニバーサルデザインの視点に立った授業づくりの研究」を実施しました。
- ・ 研究指定校においては、現在実施している授業上の工夫等をユニバーサルデザインの視点から整理し、スーパーバイザーおよび巡回指導員の指導助言を得ながら学びのユニバーサルデザインを進めるためのチェックリストを作成し、すべての県立学校に普及を図りました。

（２）社会的・職業的自立の実現

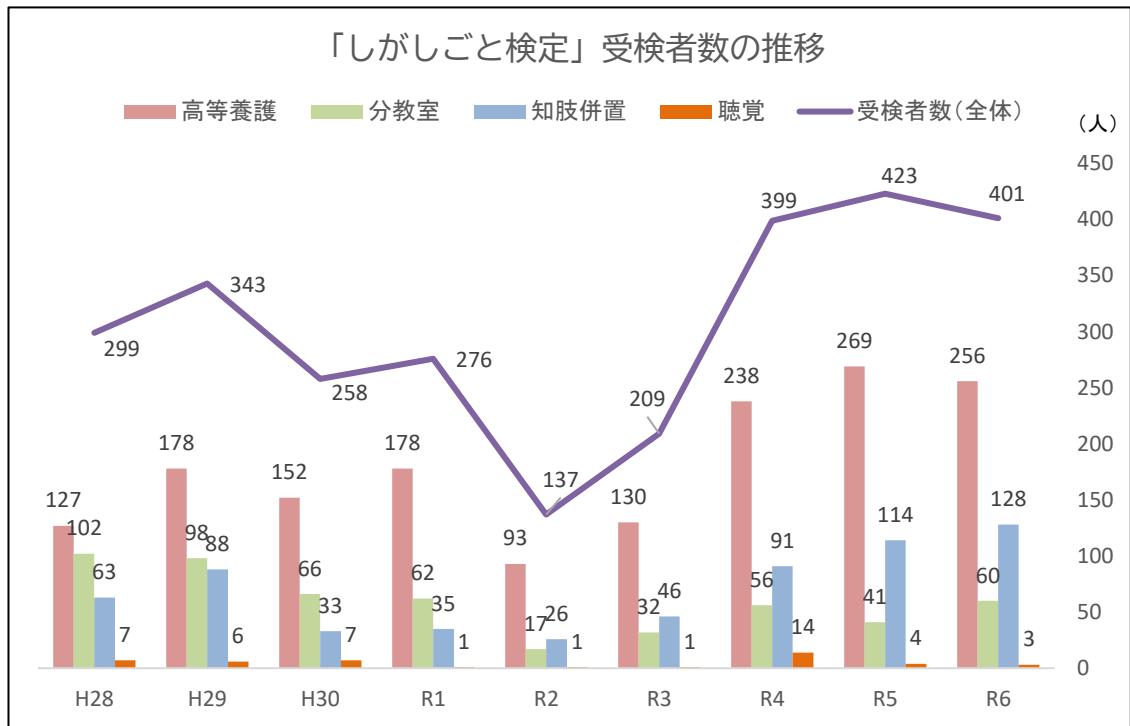
取組状況

- 平成 28 年～ 「しがしごと検定」
 - 平成 28 年 就労アドバイザーの配置、「しがしごと応援団」の創設
 - 平成 29 年～ 知肢併置特別支援学校高等部で職業教育充実事業開始
 - 平成 30 年 高等養護学校に「しごと総合科」設置
- ・ 生徒が卒業後の一般就労をめざして可能な限りその力を高めることや、社会生活のための能力を高め、積極的に社会参加する力を育成するため、各校における知的障害の教育課程を整理することをめざして、特別支援学校における教育課程等の研究によりコース制導入を進めました。（令和 7 年度には知肢併置 8 校すべてでコース制を導入）
 - ・ 特別支援学校において、企業の知見を生かした授業改善を進め、障害者雇用に積極的に取り組んでいる企業の視点を授業に取り入れることで、生徒が主体的に作業に取り組むことができるようになりました。また、生徒が協力企業の担当者と直接意見交換することで、働くことの実際を知るとともに、自らの進路について考える機会となりました。
 - ・ 高等部で取り組んできた職業教育充実事業や農業教育充実事業は、「社会生活を送る」「はたらく」うえで必要な資質、能力を高めることにつながりました。令和 7 年度からは、県立特別支援学校 16 校すべてを対象として、早期の段階から自己肯定感を高め、自分らしい生き方を実現できる力を育むことをめざし、小学部、中学部の段階からのキャリア教育¹⁴として「自分らしい生き方を育むキャリア教育事業」に取り組んでいます。
 - ・ 生徒の社会的・職業的自立に必要な資質や技能を身に付けるため、技能検定「しがしごと検定」に継続して取り組んでいます。

<しがしごと検定>

- ・ 「しがしごと検定」は、県立特別支援学校高等部（分教室、高等養護学校を含む）の生徒を対象とした技能検定で、平成 27 年度の試行を経て平成 28 年度から本格的に実施しています。学校が協力企業等と連携して開発した評価基準に基づき実施しています。
- ・ 平成 28 年度から「清掃メンテナンス」「事務補助」「接客」「運搬・陳列」「商品加工」の 5 種目の技能検定を実施しています。（「商品加工」は令和 2 年度で終了）種目ごとの手順書や評価基準により、指導や評価の平準化ができており、全県での統一した取組となっています。
- ・ 検定は年 2 回実施することとしており、各学校では検定に向けて具体的な目標をもってさまざまな学習に取り組んでいます。高等部 1 年生から検定に取り組むことで、「働く」ことへのイメージをもち、就労に必要な基礎的な知識や技能、態度を体験的に学ぶことで、意欲や関心を高める効果をもたらしています。

- ・ 年々受検者が増加しており、生徒は検定受検に向けた練習に取り組み、失敗や成功を繰り返しながら、達成感を得て自信や意欲を向上させていることができます。生徒が、評価票によって検定の成果や課題を振り返ることで、自分の適性に気づき、進路希望を実現するための具体的な目標を立てることができています。
- ・ スキルアップ授業を通じて、企業から直接指導・助言を受けることにより、生徒の職業的自立への意欲が向上しています。企業の方に特別支援学校の生徒を知ってもらうことができ、実習先や就労先の拡大が期待されます。



県教育委員会調べ

○ 受検者の感想

- ・ 今回、すこしミスがあったため、次の検定はミスをなくしたい。
- ・ 今回上手に出来なかったので次の検定までに練習して受けたい。
- ・ 緊張する場でパフォーマンスするのが苦手なので良い練習になった。
- ・ この経験を将来会社や仕事、日常生活で活用したい。
- ・ 楽しかった。今後の進路と就職に活用していけるよう力を付けたい。
- ・ 就職した後、自分はしがと検定に合格したと、誇れる。
- ・ また色々なことに挑戦したいしすごく楽しかった。しがと検定を受けるたび緊張が減っている気がして嬉しい。
- ・ 自分が成長し、自分が使えるスキルになるのでこれからも受けていきたい。家や学校でも使えるようにしていく。
- ・ やったことがない種目にチャレンジしてみたい。

○ 協力企業担当者からの講評

【生徒に対して】

- ・ 全体を通して、大きな声で挨拶ができる生徒が増えた。
- ・ 一つ一つの作業を丁寧にそしてスムーズに行っている生徒の姿が多く見られた。
- ・ 挨拶は相手に伝わるよう、相手の方を見てするようにしましょう。
- ・ 作業効率を上げるためにも、作業はしっかり両手を使うようにしましょう。

【運営に対して】

- ・ 個別の評価票を確認して、良かった点を褒めてあげてほしい。
- ・ しごと検定での学びが「習慣」となって、生徒の成長につながることを願う。

(3) 教員の指導力や専門性の向上

取組状況

- 平成 28 年～ 全校種の初任者研修において、特別支援教育に関わる内容を実施
- 平成 28 年～ 人事交流の拡大、校種間・大学への研修派遣
- 平成 28 年～ 特別支援学校教諭免許状取得の促進
- 平成 29 年～ 高等学校特別支援教育巡回指導員の派遣
- 平成 31 年～ 教員採用選考試験の出願資格に特別支援学校教諭免許状を必須化
- 令和 2 年～ 高等学校特別支援教育コーディネーター研修
- 令和 6 年～ 高等学校特別支援教育体制整備事業（専門家チーム派遣）
- 令和 7 年 ユニバーサルデザインの視点に立った授業づくりに係る研究

- ・ 滋賀県教員のキャリアステージに応じた研修体系により、特別支援教育に携わる教員の基礎的素養と資質向上をめざした取組を推進しています。
- ・ 令和 5 年 3 月に改定した「キャリアステージにおける資質の向上に関する指標」に「特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応力」を追加しました。
- ・ 特別支援学校教員と小中学校および高等学校教員との人事交流を促進し、特別支援教育に関する資質能力の向上を図るとともに、それぞれの学校における特別支援教育の推進体制を強化しています。他校種勤務により、教員としての力量形成や特別支援教育に関する見識を高められることにつながっています。また、特別支援学校の教員が、障害種の異なる学校を経験することは、教員にとって、より幅広い専門性を身に付けスキルアップする機会になるだけでなく、その教員の教育実践等が新たな赴任先で活かされ、学校の活性化にもつながることから、障害種の異なる学校間での人事異動も行っています。
- ・ 特別支援教育コーディネーターは、児童生徒一人ひとりの障害の状態等に応じた専門的支援の内容、学校内の協力体制整備、保健・医療、福祉、労働等関係機関とのつなぎ役を果たす役割を担っていることから、その専門性を高めるための研修を進めています。
- ・ 平成 28 年度から、小中学校教員の特別支援学校派遣研修（3 ケ月）により、毎年 4 名の教員を特別支援学校に派遣しています。研修を受講した教員は、その経験を生かして自らの教育実践の充実につなげるなど、校内のファシリテーターとして特別支援教育の充実に努めています。

1 (4) 教育環境の充実

3 取組状況

- 4 ○ 平成 28 年～ 小中学校への分教室設置に係る研究
- 5 ○ 平成 28 年～ 通級指導教室の充実
- 6 ○ 平成 28 年～ 高等学校への特別支援教育支援員の配置
- 7 ○ 平成 30 年 高等学校における通級による指導の制度化
- 8 ○ 令和元年～ 地域で学ぶ支援体制強化事業（合理的配慮¹⁵CO, 看護職員）配置補助
- 9 ○ 令和 3 年 北大津高等養護学校開校（県内 4 校目）
- 10 ○ 令和 3 年～ 高等学校入学者選抜における合理的配慮の提供
- 11 ○ 令和 4 年 副次的な学籍の制度化
- 12 ○ 令和 5 年 県立特別支援学校教育環境整備方針策定
- 13 ○ 令和 6 年～ 多様な学び重点カリキュラム研究開発
- 14 ○ 令和 6 年～ 高等学校特別支援教育体制整備事業

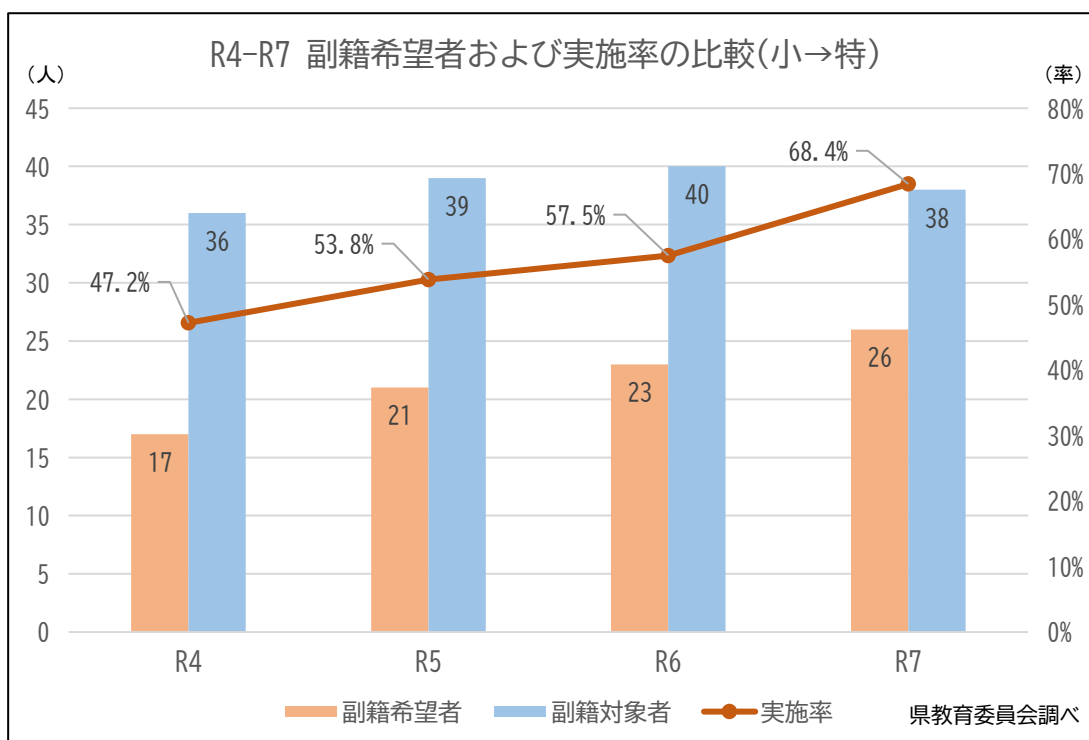
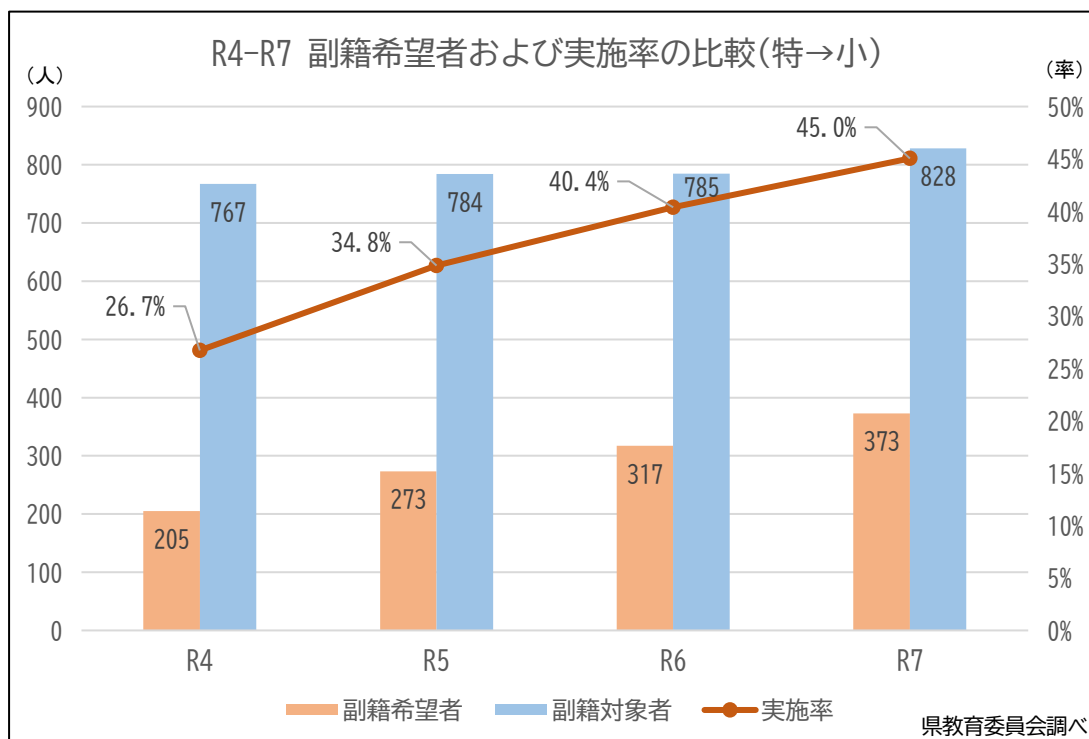
- 15
- 16 ・ 多様な学びの場づくりとして、副籍¹⁶（副次的な学籍）制度の実施、分教室の設置に
- 17 向けた研究等に、市町と連携して取り組んでいます。
- 18 ・ 高等学校における通級による指導については、高校教育課と連携して高等学校通級
- 19 指導推進委員会を設置し、高等学校における通級指導の充実と展開について検討して
- 20 います。
- 21 ・ 「滋賀県立特別支援学校教育環境整備方針」に基づき、大規模化対策として知肢併
- 22 置特別支援学校の新設に向けて関係各課が連携して取り組んでいます。

23 <副次的な学籍>

- 24
- 25 ・ 本県の副次的な学籍（以下、「副籍」という。）は、インクルーシブ教育システムの
- 26 構築に向けて、障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場の仕組みづくりを
- 27 行い、障害のある子どもが地域で共に学ぶ支援体制の強化を図ることを目標に、平成
- 28 28 年度より、市町との共同研究（副籍に関する共同研究）を開始しました。
- 29 ・ 6 年間の実証研究を経て、令和 4 年度より特別支援学校と小学校の双方向による副
- 30 籍制度を開始しています。希望者は年々増加傾向にあり、障害のある子どもと障害の
- 31 ない子どもが共に学び育つ機会となっています。
- 32 ・ 特別支援学校在籍の子どもが、居住地の小中学校に副籍を置き、居住地の子どもと
- 33 共に学ぶことで、地域とのつながりが深まり、地域の一員として過ごすことにつなが
- 34 ったり、普段は体験できない学習ができたりするなど、学習効果の高まりが見られて
- 35 います。
- 36 ・ 小学校に在籍する特別支援学校への就学要件（学校教育法施行令第 22 条の 3）を満
- 37 たす児童が、特別支援学校で専門的な指導を受けることができ、学んだことを日頃の
- 38 学習や日常生活で生かすなど、学習上または生活上の困難を主体的に改善しようとす
- 39 る姿が見られています。
- 40 ・ 障害のない子どもたちは、同世代の障害のある子どもと共に学ぶ機会があることで、

一人ひとりの違いを認め、相手を思いやりながら活動する力が育つなど、相手を大切にする意識の深まりにつながることができます。

- ・ 校種の異なる教職員が、共に学習内容等について協議することで、双方の学校や児童に対する理解を深めることにつながり、教員の特別支援教育に関する視野や認識が広がっています。特に、小学校の教員が副籍校である特別支援学校の専門的な指導に触れることで、在籍校での指導に生かすことにつながっています。



1 (5) 適切な就学相談の推進

2
3 取組状況

- 4 ○ 平成 28 年 県特別支援教育教育支援委員会の設置
5 ○ 平成 28 年～ 発達障害のある子供への支援強化事業
6 ○ 平成 29 年 知的障害の程度に関する統一的な指標の作成・活用
7 ○ 令和元年～ 学びにくさのある子供への指導充実事業
8 ○ 令和 4 年～ 特別支援教育の視点に立った個別最適な学び推進事業
9 ○ 令和 7 年 知的障害の程度に関する統一的な指標の改訂
10 ○ 令和 7 年 「障害のある子どもの就学に関する支援の手引」の一部改訂、名称変更

- 11
12 ・ 障害のある子どもとその保護者が、県内どの市町においても同様の就学先決定に関
13 する支援や情報提供を受けることができる体制づくりを進めるために、平成 26 年度
14 から平成 28 年度における「特別支援学校のセンター的機能に関する研究」において
15 「知的障害の程度に関する統一的な指標」を作成しました。本指標の活用等により、
16 県内各市町において適正な就学相談が推進されるよう努めています。
- 17 ・ 令和 3 年 6 月に改訂された文部科学省資料「障害のある子供の教育支援の手引き」
18 には、教育的ニーズを常に把握して整理するということを意識しながら、就学相談を
19 進めていく必要があるということが明記されています。障害のある子どもの就学相談
20 や学びの場の検討等の充実に資するよう改訂されたことを受け、本県においても研修
21 を推進するとともに、「障害のある子どもの就学指導の手引き」（平成 29 年）を見直
22 し、本県の就学に関する支援の充実を図っています。
- 23 ・ 「知的障害の程度に関する統一的な指標（平成 29 年度版）」のうち、中学校版はそ
24 れまで参考資料の取扱でしたが、滋賀県特別支援教育支援委員会や市町特別支援教育
25 担当者協議会にて意見を聞き、令和 6 年度版としてこれを改訂しました。
- 26 ・ 県内どの市町においてもインクルーシブ教育システムの構築に向けた望ましい就学
27 に関する支援が行われるよう、市町の就学相談担当者の専門性の向上を目的に、県教
28 育委員会主催の就学相談研修会を、全体研修会、専門研修会として実施しています。
29 専門研修会は、地域の実情に応じた研修会により多くの教員が参加できるよう、希望
30 のあった市町において研修会場を設定し、開催しています。

（６）教育における連携の推進

取組状況

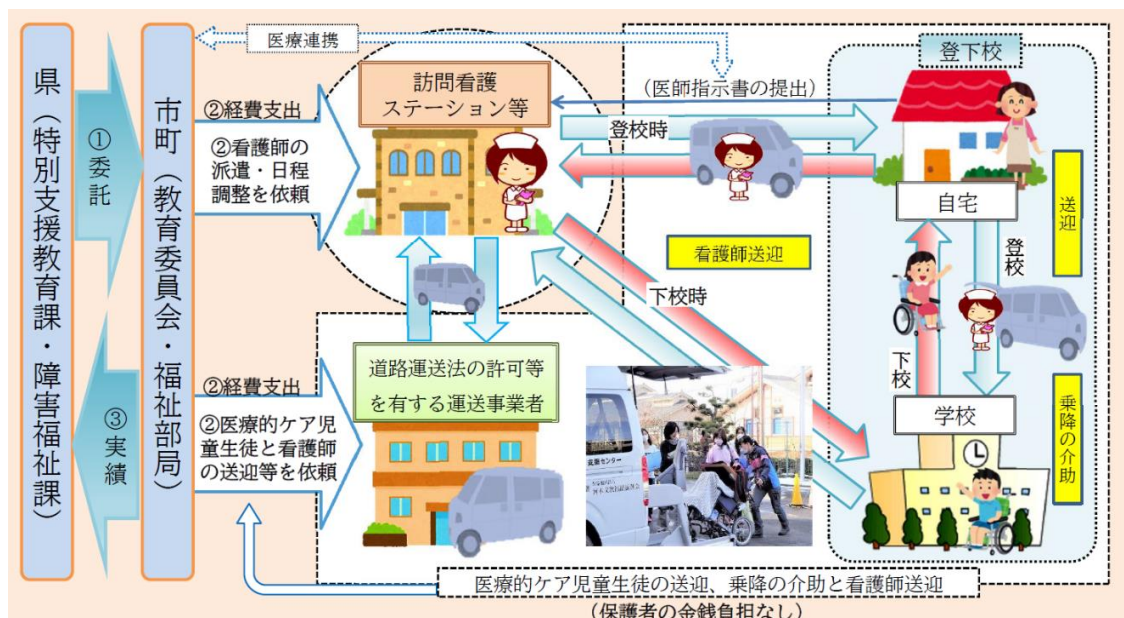
- 令和元年～ 医療的ケア研修会、看護職員連絡会
 - 令和２年～ 「医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業」
 - 令和３年 児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携による取組（協定の締結）
- ・ 市町教育委員会との連携により、教育課程研究協議会や市町特別支援教育担当者協議会を通して、すべての学校における推進体制を強化し、学習指導要領をふまえた教育課程編成の理解等、障害に応じた適切な指導や支援が実施されるよう取組を推進しています。
 - ・ 特別支援学校では、児童生徒一人ひとりが希望する進路を実現し、地域社会の中で自分らしく生活して社会に参加できるよう、在学中から関係機関との連携協力を推進し、計画的かつ組織的な進路指導を進めています。
 - ・ 学校運営協議会¹⁷の設置や地域学校協働活動により、地域の協力を得て、障害者への理解と支援を推進しています。
 - ・ 「しがしごと応援団」を創設し、登録企業の協力を得て、現場実習や企業の知見を生かした授業改善の取組を進めるなど、障害のある生徒の職業教育を充実させるとともに、学校見学や学校運営協議会への参画等、滋賀の特別支援教育について周知する機会となっています。

<医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業>

- ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒を自身の送迎により通学させている保護者に対して、学校および県教育委員会が平成 24 年度に行った聞き取り調査では、「保護者の体調不良時に送迎を代わってほしい」、「毎日の通学でなくてもよい。朝ではなく、帰りや週 1 回、月 1 回でもお願いしたい」など通学に係る負担軽減に関する意見が寄せられました。
- ・ 通学時に医療的ケアを必要とする児童生徒の送迎を行う保護者の負担を少しでも軽減するための送迎方法について多くの事例を通して検証することを目的として、「医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業」を平成 26 年度から平成 30 年度に実施しました。さらに、実証研究から得られた知見を生かして今後の取組の方向性を探るため「医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究会議」を平成 26 年度に設置し、令和 2 年 2 月に研究会議のまとめを作成しました。
- ・ 実証研究を経て、運送事業者等の車両に保護者に代わって看護職員が同乗し、年間 10 回を上限として医療的ケアを必要とする児童生徒の通学の送迎を行う「医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業」を令和 2 年度から開始しました。
- ・ 令和 5 年度からは、年間の利用上限回数を 10 回から 12 回に拡充しました。
- ・ 保護者アンケートを受け、自宅以外への送迎先の拡大（医療的ケアに対応できる看護職員が配置されている短期入所施設および通所施設）、複数人乗車での送迎（児童生徒の居住地が同一市町内、通学先が同一の学校で、保護者や事業所の同意が得られる

場合に限る) の2点について、令和5年9月から「試行」という形で検証を進め、令和6年度の年度当初から、この運用の見直しを制度に反映しました。

医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業の概略



医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業の実績

年度	契約者数	利用者数	延べ利用回数
令和2年度	69 名	45 名	361 回
令和3年度	71 名	43 名	324 回
令和4年度	77 名	47 名	330 回
令和5年度	79 名	55 名	504 回
令和6年度	79 名	59 名	529 回

- 令和2年度に事業を開始して以来、利用者数および利用回数は増加してきました。
- 今後も持続可能な制度としていくために、引き続き年間を通じた利用者の実績を把握するとともに、市町や保護者、事業者等の意見を伺い、事業を進めながら、送迎回数を含めた検証を行う必要があります。

3 本県における課題

(1) 発達段階に応じた指導の充実

- 多様な教育的ニーズのある生徒が高等学校に入学している状況や毎年実施している「特別支援教育に係る実態調査」の結果等を踏まえると、中学校から高等学校へ、そして高等学校卒業後の進路先へと切れ目のない支援をさらに充実させる必要があります。
- 今後は、個別の指導計画に基づいた支援の実施や、個別の教育支援計画を活用した関係機関との連携等、作成した計画書の活用を促進するための取組の促進が必要です。
- 高等学校における特別支援教育の推進状況は十分とは言えない状況があります。県立高等学校における個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成数は増加しているものの、前籍校（中学校等）から引き継いだ計画書を含め、その活用は十分ではありません。
- 高等学校における障害により特別な教育的支援を必要とする生徒への指導の充実を図ってきましたが、高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒の割合は依然上昇傾向にあり、各学校においては、校長のリーダーシップの下、どの学級にも特別な支援を必要とする生徒がいることを前提とした校内支援体制を整える必要があります。特に、学習面において困難さを呈する生徒については、一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別の支援が大切であることはもとより、学級集団の中で「できた」「わかった」経験を積み重ねることができるようにするため、困難を抱えた生徒を含むすべての生徒が理解を深めることのできる授業づくりが求められています。
- ICTの活用や授業のユニバーサルデザイン化、教員の専門性の向上など、子どもたちの多様な実態に応じた教育課程、必要な指導支援について、引き続き、研究、研鑽に取り組み、すべての教職員の理解・啓発を図り、特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援を充実させる取組が必要です。

(2) 社会的・職業的自立の実現

- 小中高等学校および特別支援学校それぞれにおいて、障害のある児童生徒の日常的な社会生活能力の向上を図るための指導を充実させ、卒業後の社会的・職業的自立と社会参加を推進する取組が必要です。
- 知肢併置の特別支援学校高等部を中心に、生徒の就労意欲を高め、一般企業等への就労に向けた取組を産業現場や関係機関と連携しながら発展させていく必要があります。
- 進路先に関わらず、生徒の働く意欲を高め、支援を受けながら自立した社会生活を送ろうとする生活の主体者となるよう、生徒一人ひとりの実態や課題に応じたキャリア教育を充実していく必要があります。
- それぞれの生徒の希望や適性に合った進路を実現するためには、様々な職種への進路開拓を進める必要があります。
- 卒業時の一般企業への就労率を高めていくためには、基礎的な技能、コミュニケーションの力、仕事に向かう態度や体力等を身に付けるとともに、生徒の就労意欲を高めていくことが必要です。また、キャリア教育の充実に向けては、小学部、中学部の早期の段階から系統的な取組を図ることが求められています。

1 (3) 教員の指導力や専門性の向上

- 2 ○ すべての学校種のすべてのキャリアステージにおいて、特別支援教育の指導力向上の
3 ための研修が必要です。
- 4 ○ 通常の学級においても、合理的配慮の提供や、共生社会の実現に向けたインクルーシ
5 ブ教育の推進が求められており、特別支援学校や特別支援学級を担当する教員だけでな
6 く、通常の学級を担当する教員や特別支援教育コーディネーター、管理職も含めた全体
7 的な理解と実践力を高める研修が必要です。
- 8 ○ ICTを活用した指導・支援、教材開発、個別最適化された学びの推進など、最新の
9 知見や実践を研修に迅速に取り入れ、教員に提供し続けることが必要です。
- 10 ○ それぞれの障害に応じた専門的な知識や指導法を教員が習得する必要がある、研修内
11 容の包括性と専門性の両立が課題です。
- 12 ○ 文部科学省は「インクルーシブ教育システム」の推進を掲げ、小中学校や高等学校の
13 教員にも特別支援教育の専門性が求められています。しかしながら、特別支援学校教諭
14 免許状を有する教員は少数であり、配置・研修の充実が課題となっています。
- 15 ○ 特別支援学校教諭免許状の保有率を高めるため、免許制度の柔軟化・研修の支援・専
16 門性の評価制度を三位一体で進めることが求められています。
- 17 ○ 今後ますます高等学校における特別支援教育の必要性が増すものと予想されます、
18 特別な支援を必要とする生徒の困難さを適切に把握し、支援に結びつけるための校内体
19 制が十分整っていない状況です。

21 (4) 教育環境の充実

- 22 ○ 障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導および教育環境を実現
23 できるよう、教育の実効性を高める必要があります。また、特別支援学校においては、
24 幼児児童生徒が安心・安全に過ごし、学びの充実につながるよう、一層の教育環境の整
25 備を計画的に行い、学びの基盤を確かなものとする必要があります。
- 26 ○ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境を選択できるよう、多様な学びの機会を
27 確保する必要があります。小中学校への特別支援学校分教室の設置や、高等学校におけ
28 る通級による指導など、多様な学びの在り方を検討する必要があります。
- 29 ○ 小中高等学校において、障害のある子どもが安心・安全に過ごし、教育を受けられる
30 よう、合理的配慮の提供や適切な支援が必要です。看護職員や合理的配慮コーディネー
31 ターの配置が求められています。
- 32 ○ 副籍制度のほか、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ仕組みづくり
33 が必要です。
- 34 ○ 特別支援学校においては、教育環境の整備を計画的に行い、学びの基盤を確かなもの
35 とする必要があります。

1 (5) 適切な就学相談の推進

- 2 ○ 一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じた教育を行うためには、児童生徒の障害の状
3 態および地域や学校の状況を最もよく把握でき、義務教育の実施主体であるとともに就
4 学事務の権限と責任を有する市町教育委員会が、障害の種類や程度の判断だけでなく、
5 その地域や学校の状況、児童生徒への支援の内容、本人や保護者の意見等を踏まえて総
6 合的な判断を行う必要があります。
- 7 ○ 総合的な判断に基づく就学先決定を行うためには、就学相談を行う相談者、対象者の
8 在籍する学校園、就学予定校、医療・福祉・保健等関係機関等との情報共有やケース検
9 討会等の実施、学校見学や体験入学の実施など、各地域に応じた取組が望まれます。
- 10 ○ 保護者に対しては、就学相談を経て実際の入学や在籍異動等に至る手順をわかりやす
11 く説明し、十分な情報提供不足を行うことが大切です。
- 12 ○ 児童生徒の就学後においても、障害の状態の変化等に応じて適切な教育が行われるこ
13 とが大切であり、校内教育支援委員会のほか、必要に応じて市町教育支援委員会等によ
14 り就学後のフォローアップが適切に行われることが重要です。
- 15 ○ 小学校1年生段階での特別支援学校・特別支援学級への就学率については、この数年
16 間で市町間の差は小さくなってきているものの、依然として差があります。また、就学
17 相談の調査・審議の対象となった者の割合についても市町間で差があります。県内どの
18 市町においても同様な就学相談や就学先検討等に関する支援を受けることができるよ
19 う、知的障害の程度に関する統一的な指標を活用し、各市町間の共通性や多様性を踏ま
20 えた就学相談や就学先決定ができるようにしていくことが必要です。

21
22 (6) 教育における連携の推進

- 23 ○ すべての学校で、個別的教育支援計画の作成・評価にあたり、児童生徒本人・保護者
24 等に加え、関係機関の参画を推進し、学校卒業後に地域で生活していくことを見据えた
25 支援体制の構築が必要です。
- 26 ○ すべての学校で、個別的教育支援計画等を活用して支援内容を共有し、就学前から卒
27 業後の生活までを見据えた支援体制の構築を図り、切れ目のない支援が行われることが
28 必要です。
- 29 ○ 特別支援学校では、学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりに取り組
30 む学校が増えてきましたが、未設置の学校もあり、さらなる推進を通じた地域との連携
31 が必要です。
- 32 ○ 「医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業」については、今後も持続可能な
33 制度としていくために、引き続き年間を通じた利用者の実績を把握するとともに、市町
34 や保護者、事業者等の意見を伺い、事業を進めながら、送迎回数を含めた検証を行うこ
35 とが必要 です。
- 36

第4章 今後の方向性と具体の施策

本計画は、令和6年(2024年)4月から5年間の本県教育の方針と教育施策の体系を示す「滋賀の教育大綱(第4期滋賀県教育振興基本計画)」のサブテーマ「三方よし」で育む滋賀の教育より、教育施策を体系化した3つの柱を構成する6つの観点で具体の取組を進めます。

柱1 夢と生きる力を育む

観点① 個別最適な学びと実態に応じた指導・支援の充実

方向性

- 障害のある子ども一人ひとりの能力の伸長と豊かな成長をめざして、各学校園における発達段階に応じた指導の充実と改善を図ります。

具体の施策

(1) 各発達段階に共通した事項

障害のある子ども一人ひとりの実態に応じた指導の充実を図るため、障害の状態やその特性等を踏まえた上で、発達段階の特性を考慮した指導により、学習上または生活上の困難を克服できるよう指導の充実を図ります。

- ・ すべての学校園における、個別的教育支援計画・個別の指導計画の活用、引継ぎによる切れ目ない指導・支援を進めます。

(2) 幼稚園・保育所・認定こども園等の段階

幼児の成長の土台となる力を育てるため、幼児一人ひとりの障害の状態や発達段階に応じた指導が行われるよう、幼稚園・保育所・認定こども園等への支援や情報提供の充実を図ります。

- ・ 各市町の支援体制の強化を図るほか、特別支援学校のセンター的機能の活用を推進し、幼稚園・保育所・認定こども園等における個別的教育支援計画・個別の指導計画等の作成・活用を進めます。
- ・ 医療的ケアが必要な幼児が安心して安全に生活できるよう、体制の整備と関係機関との連携体制の構築を図ります。

(3) 小・中学校段階

体験による主体的な学びとわかりやすい授業づくりをめざした教材等の開発と活用を進めるとともに、児童生徒が学習活動に参加している実感や達成感を持ち、充実した時間を過ごせるよう、人間関係能力の育成をめざした指導の充実や、特別支援学級や通級指導教室の教育課程の充実を図ります。

- ・ 児童生徒が持てる能力を最大限発揮し、集団の中でともに学ぶことができるよう、それぞれの児童生徒の障害の状態に応じた合理的配慮を適切に提供します。

- ・各市町の支援体制の強化を図るほか、特別支援学校のセンター的機能の活用を推進し、小・中学校における個別の教育支援計画・個別の指導計画等の作成・活用を進めます。
- ・県は特別支援教育支援員の配置により、障害のある児童生徒の学習環境の充実を図ります。
- ・通常の学級において、すべての児童生徒が「わかった」「できた」「もっと学びたい」と感じられるよう、ICTの効果的な活用やユニバーサルデザインの視点に立った授業づくりを進めます。
- ・読み書きの困難さ、対人関係の困難さ、コミュニケーションの課題等がある児童生徒への専門的な指導の充実を図ります。
- ・すべての教員の発達障害等への理解促進や専門性の向上を図るとともに、通級による指導の一層の充実に向けた取組（研修の充実、教育課程に係る研修・助言、市町間の情報共有）を促進します。
- ・医療的ケアが必要な児童生徒が安心して安全に学べるよう、体制の整備と関係機関との連携体制の構築を図ります。

（４）高等学校段階

授業やホームルーム活動・学校行事等を通して、生徒が学習活動に参加している実感や達成感を持ち、充実した時間を過ごせるよう、人間関係能力の育成を図り、障害の状態や進学・就職といった生徒の進路希望に応じて、学習上または生活上の困難さを克服できるよう指導の充実を図ります。また、関係機関や進路先と十分な連携を図ります。

- ・生徒が持てる能力を最大限発揮し、集団の中でともに学ぶことができるよう、それぞれの生徒の障害の状態に応じた合理的配慮を適切に提供します。
- ・特別支援学校のセンター的機能を活用し、指導・支援の充実と専門性の向上を図ります。
- ・特別支援教育支援員の配置により、障害のある生徒の学習環境の充実を図ります。
- ・高等学校における授業（学び）のユニバーサルデザイン化の知見を蓄積し、研究成果を共有・発信し、教員全体の資質の向上を図ります。
- ・読み書きの困難さ、対人関係の困難さ、コミュニケーションの課題等がある生徒への専門的な指導の充実を図ります。
- ・前籍校から引き継いだ個別の教育支援計画等に基づき、高等学校においても同計画等を作成し、計画に基づいた効果的な指導・支援を実施します。また、高等学校入学後に特別な教育的支援が必要であると新たに気づきのあった生徒についても、個別の教育支援計画等を作成し、適切に指導・支援を開始します。
- ・個別の教育支援計画の作成・評価にあたり、生徒本人・保護者等に加え関係機関の参画を推進し、高等学校卒業後に地域で生活していくことを見据えた支援体制の構築を図ります。
- ・すべての教員の発達障害等への理解促進や専門性の向上を図ります。
- ・高等学校における通級による指導の充実・拡大に向けて検討します。
- ・医療的ケアが必要な生徒が安心して安全に学べるよう、体制の整備と関係機関との連携体制の構築を図ります。

1
2 (5) 特別支援学校各学部段階

3 幼児児童生徒それぞれの障害の種別や程度に応じた専門的指導を進めるとともに、幼児
4 児童生徒が社会参加に向けて自己の持つ力を最大限に高めることができるよう、指導・支
5 援の充実を図ります。

- 6 ・ 幼児児童生徒が、持てる能力を最大限発揮し、集団の中で共に学ぶことができるよう、
7 それぞれの幼児児童生徒の障害の状態に応じた合理的配慮を適切に提供します。
8 ・ 特別支援学校の知的障害・重複障害の指導においては、一人ひとりの児童生徒の障害
9 の状態等に応じた指導と配慮および評価を適切に行い、指導の充実を図ります。
10 ・ 興味・関心や能力・特性に応じて幼児児童生徒が学びを自己調整し、教材や方法を選
11 択できる学習環境や授業づくりを行うとともに、個々の障害の状態や特性等に応じて
12 I C T機器を有効に活用することで、幼児児童生徒の学びの充実を実現します。
13 ・ 医療的ケアが必要な児童生徒が安心して安全に学べるよう、体制の整備を進めるとと
14 もに、特別支援学校のセンター的機能を発揮して校内外の機能充実を図ります。
15

観点② 社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進

方向性

- 障害のある子どもが、日常生活上や社会生活上の技能・習慣を身に付け、社会参加のための知識や技能および態度を養うことができるよう、社会的・職業的自立に向けた指導を展開します。

具体の施策

(1) 小中高の一貫したキャリア教育の実施

小・中、高等学校および特別支援学校それぞれにおいて、障害のある児童生徒の社会生活能力の向上を図るための指導を充実させ、卒業後の社会的・職業的自立と社会参加を推進します。

- ・ 障害のある子どもが、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくよう、必要な基盤となる能力や態度を育てる「キャリア教育」を実践します。
- ・ キャリアパスポートが体系的・系統的なキャリア教育の実現に向けて効果的な手段となるよう、各校への情報提供等を行います。

(2) 小・中学校におけるキャリア教育の充実

児童生徒が自らの長所を伸ばし自己肯定感や自己有用感を高めていけるよう、体験や経験による学習を中心に成功体験を積み重ね、興味関心を広げていくことのできる学習活動を行います。

将来の自立に向けた進路が選択できるよう、高等学校や特別支援学校高等部、障害児入所施設などの進路先の把握に努めるとともに、児童生徒・保護者に対して児童生徒の障害状況を踏まえた情報提供を行います。

- ・ 児童生徒自身が自己の障害の状態や特性を正しく理解し、他者との交流により多様な考え方や生き方があることを認められるよう、交流及び共同学習を推進します。
- ・ 卒業後も児童生徒本人や保護者が地域で切れ目ない支援を受けられるよう、関係機関や進路先との十分な連携構築を図ります。
- ・ 体験的な学びや地域との交流を通して、児童生徒が自己肯定感を高めたり、自己有用感を得たりできるよう取組を進めます。
- ・ 児童生徒が学ぶことに興味や関心をもち、見通しをもって粘り強く取り組めるよう、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」を進めるとともに、様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と他者との関係を見いだしていくことができる取組を展開します。

(3) 高等学校におけるキャリア教育と職業教育の充実

ハローワークや働き・暮らし応援センター等の関係機関のみならず、経済団体等との連携を密にして、多様な就労先の開拓に努めるとともに、客観的な情報に基づいて、生徒の実態に応じた就労や進学をめざします。

- ・ 授業やホームルーム活動・学校行事等を通して経験を積み重ねる中で、自己の障害の状態や特性を正しく理解するとともに、自己肯定感・自己有用感を高めます。
- ・ 他者との交流により多様な考え方や生き方があることを認めることにより、卒業後の進路をはじめとする自己のあり方を決定できる力を育みます。
- ・ 卒業後も生徒本人や保護者等が地域で切れ目ない支援を受けられるよう、関係機関や進路先との十分な連携構築を図ります。

(4) 特別支援学校におけるキャリア教育と職業教育の充実

障害の実態に応じた進路選択が可能となるよう、企業や関係機関との連携を密にして、職業教育の充実・改善を図るとともに、客観的な情報に基づいて、児童生徒のニーズに応じた進路先決定をめざします。

- ・ 障害の重い生徒に対して、福祉・医療等との連携のもと、生徒一人ひとりの生活の質を高めていくことができるよう、その指導の充実を図ります。
- ・ 児童生徒が自己肯定感を高め、自分らしい生き方を実現できる力を育むことをめざし、小学部、中学部の段階からのキャリア教育の充実に取り組みます。
- ・ 「しがしごと応援団」を活用し、登録企業の協力を得て現場実習や就労促進の取組を進めるなど、障害のある生徒の職業教育の充実を図ります。
- ・ 「しがしごと検定」の実施状況を分析・評価するとともに、他府県の取組について情報収集を進め、新たな検定種目や検定のあり方について検討し、さらなる充実を図ります。

1 柱2 学びの基盤を支える

3 観点③ すべての教職員の資質・専門性の向上

5 方向性

- 6 ○ 障害のある子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導ができるよう、教員の指導力や専門性を向上させます。
- 8 ○ 全ての学校園等における教員研修を充実させるとともに、各学校間の人事交流を促進します。

11 具体の施策

12 (1) 管理職のマネジメント力の強化と組織的対応

13 学校の組織体制整備のために管理職のマネジメント力の強化を図るとともに、すべての
14 教職員の障害理解を深め、合理的配慮の提供等を含めた実践力の向上を図ります。

- 15 ・ 校内組織体制強化のため、新任校長研修・新任教頭研修等の管理職研修において、特別支援教育に係る研修を実施・充実させ、マネジメント力の強化を図ります。
- 17 ・ 校長のリーダーシップのもと、組織マネジメントにより校内委員会等の体制を充実させるとともに、校内研修やOJTを活用して、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成とその活用、教員の特別支援教育への理解と指導力、および合理的配慮の提供等を含めた実践力の向上を図ります。
- 21 ・ インクルーシブ教育の基盤となる人権教育の視点や、障害の「社会モデル」を踏まえた障害理解を深めるための取組を推進します。

24 (2) 特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の担当教員の専門性向上

25 校内体制を整え、特別支援教育の要となる特別支援教育コーディネーターの専門性や実践力を養成するため、特別支援教育コーディネーター研修を行い、資質の向上を図ります。

- 27 ・ 校内研修や市町教育委員会ならびに県教育委員会主催の研修で、インクルーシブ教育の理念と実践の必要性を共有します。
- 29 ・ 小中高等学校と特別支援学校との校種間人事交流を促進し、教員の実践的な指導力の向上を図ります。
- 31 ・ 大学等への研修派遣の充実により、特別支援教育に関する専門的指導や助言ができる人材の育成を図ります。
- 33 ・ すべての特別支援学校教員について、特別支援学校教諭免許状の取得をめざします。また、特別支援学級担任・通級による指導担当教員について、特別支援学校教諭免許状取得率の向上をめざします。
- 36 ・ 特別支援学校教諭免許状を有する教員が校内でリーダーシップを発揮できる仕組み（専門性を活かす配置）を構築します。
- 38 ・ 個々のニーズに応じた合理的配慮が適切に提供できる特別支援学級担任、通級による指導担当教員の育成を図ります。
- 40 ・ 特別支援学校のセンター的機能を活用し、幼稚園・保育所・認定こども園等、小学校、

1 中学校、高等学校の教員等の指導・支援の充実と専門性の向上を図ります。

- 2 ・ 外部専門家や地域の関係機関、特別支援学校のセンター的機能を有効活用して、教員
3 のアセスメント力を高めます。

4
5 (3) すべての教員の専門性向上に係る研修・研究の充実

6 すべての教員が特別支援教育や障害特性についての理解を深め、必要な指導支援や合理
7 的配慮を適切に行えるよう、キャリアステージに応じた研修・研究の充実を図ります。

- 8 ・ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善および教材作成に関する研究を
9 進め、研究成果の共有と発信に努めます。
- 10 ・ 特別支援学校のセンター的機能を活用した効果的な研修・研究により、すべての教員
11 の知識・技能、指導法の習得を図り、実践力を向上させます。そのため、センター的
12 機能を担う特別支援学校教員の資質向上を図れるよう、研修や情報共有を行い、人材
13 育成に努めます。
- 14 ・ 発達障害を含む障害のある生徒の教育的ニーズに即した指導を充実させるため、「中
15 学校・高等学校における発達障害の子どもたちへの支援ガイドブック」の改訂を行い
16 ます。
- 17 ・ すべての教員が特別支援教育の知見や経験を蓄積するために、採用からできるだけ早
18 い段階で、特別支援学級の担任等、特別支援教育に関しての経験を複数年経験するな
19 どして、特別支援教育の視点や、障害のある子どもの困り感に気づく視点などを養え
20 るよう、研修の充実と具体の施策を検討します。

観点④ 多様な学びの機会の確保と教育環境の整備・充実

方向性

- 基礎的な教育環境を整えるとともに、子ども一人ひとりの障害の状況に応じた合理的配慮を提供します。

具体の施策

(1) 共に学ぶための仕組みづくり

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が「共に学ぶ」ため、多様化する学びの場の整備に向けて検討を進めます。

- ・ 管理職は、特別支援教育を学校経営の重要な柱として位置付け、組織的な取組となるよう努めます。
- ・ 小学校への特別支援学校「分教室」設置に関する研究は、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、障害のある子どもの多様な学びの機会を確保していくことを目的として、引き続き研究を推進します。また、研究を通して、分教室設置の計画の具体化をめざすとともに、インクルーシブな学校運営モデルについて検討を行います。
- ・ 小学生段階の副籍の成果を中学生段階でも継続、維持、深化を図るため、令和7年度から、一部の特別支援学校および市町において中学生段階の副籍の試行に取り組んでいます。今後も対象市町を少しずつ拡大しながら検証を進め、中学生段階の副籍の制度化について検討を行います。

(2) 小・中学校における充実

発達障害を含む障害のある児童生徒への指導・支援を充実させるため、小・中学校への支援を行います。

- ・ 特別支援学校の就学要件を満たす児童生徒や医療的ケアの必要な児童生徒が「地域で学ぶ」にあたり、合理的配慮コーディネーターや看護職員を配置する市町に対し、支援を行います。
- ・ 通級指導教室の計画的な配置とその充実を図るとともに、専門家や関係機関と連携し、小・中学校における教員の指導力の向上を図ります。
- ・ 多人数の特別支援学級における指導体制の充実に努めます。

(3) 高等学校における充実

発達障害を含む障害のある生徒への指導・支援を充実させるため、高等学校の教育環境を充実します。

- ・ 高等学校に特別支援教育支援員を配置し、発達障害を含む障害のある生徒の学習環境の充実を図ります。
- ・ 発達障害を含む障害のある生徒が高等学校入学者選抜を受検する際の配慮事項等の着実な運用を継続します。
- ・ 高等学校における通級による指導の充実と実施体制の整備を進め、高等学校通級指導推進委員会において、今後の国の動向を踏まえつつ、本県における通級による指導の

あり方について研究・検討します。

- ・ 外部専門家や特別支援学校のセンター的機能の活用、また、通級による指導担当教員対象の研修の実施等により、通級による指導担当教員の指導力向上を図ります。
- ・ 高等学校における通級による指導のニーズを確認し、自校通級以外の形式（他校通級、巡回指導）による通級による指導の実施に向けて検討を行います。

（４）特別支援学校における充実

中・長期的な展望に立ち、県内各地域における特別な支援を必要とする幼児児童生徒の動向等を丁寧に把握し、様々な教育的ニーズに対応できる学校づくりを進めるとともに、新設特別支援学校の開校に併せて、通学区域の再編ならびにすべての県立特別支援学校の校名変更について検討を行います。

- ・ 令和６年３月に公表した滋賀県立特別支援学校教育環境整備方針に基づき、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を提供できるよう大規模化・狭隘化による教育環境の課題を解消し、学びの基盤を確かなものとして、特別支援学校における学びの充実を図ります。
- ・ 障害の状況に応じた指導を充実させるため、専門人材（看護職員や理学療法士、カウンセラー等）の活用を促進します。

1 柱3 みんなで学びに関わる

3 観点⑤ 適切な就学相談の推進

5 方向性

- 6 ○ 子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、適切な
- 7 就学相談・進路相談を実施します。
- 8 ○ 就学前から学校を卒業するまでの発達段階に応じた一貫した指導・支援の充実をめざ
- 9 します。

11 具体の施策

12 (1) 適切な就学相談システムの推進

13 関係法令等の趣旨を踏まえ、地域の小中学校への就学を希望する児童生徒が、地域の学
14 校で学ぶことができるよう、本人・保護者に対する適切で客観的な情報提供を行うとともに、
15 各市町間の共通性や多様性を踏まえた就学相談や就学先の検討等に関する支援のシス
16 テムの構築を推進します。

- 17 ・ 障害のある子どもとその保護者が、県内どの市町においても同様な就学相談や就学先
18 の検討等に関する支援を受けることができる体制づくりを進めます。
- 19 ・ 市町教育委員会における「知的障害の程度に関する統一的指標」の活用、情報提供と
20 就学先決定等の一連のプロセスの共通理解促進を図ります。
- 21 ・ 「知的障害の程度に関する統一的指標」が適切に活用されるよう、その活用方法や注
22 意点等について、市町特別支援教育担当者協議会や就学相談に係る研修会等において
23 啓発を行います。
- 24 ・ 特別支援学校のセンター的機能を活用し、就学前の子どもに対する適切な情報提供と
25 相談対応の充実を図ります。

27 (2) 早期からの適切な支援の提供と、適切な就学や進路選択

28 困難を示す幼児児童生徒を確実に支援の対象とできる体制づくりや、一人ひとりの障害
29 の状態や特性および心身の発達の段階等に応じた指導方法、特別支援教育推進体制への助
30 言など、学校園等のニーズに応じた支援が充実するよう、市町特別支援教育担当者協議会
31 や就学相談に係る研修会等において啓発や情報提供を継続して行います。

- 32 ・ 就学相談担当者の力量向上を図るための専門研修を実施します。
- 33 ・ 県内どの市町においても同様な就学相談や就学先の検討等に関する支援が受けられ
34 る体制整備を進めます。
- 35 ・ 就学相談についての見識を深めることで、就学相談担当者としての力量向上を図ると
36 ともに、幼児児童生徒一人ひとりの障害の状態や特性および心身の発達の段階等に応
37 じた指導・支援の方法に重点をおいた研修を継続して実施します。
- 38 ・ 障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、障害の状態等の変化に応じ
39 て適切な教育を行うために、就学前、就学时、そして就学後も必要に応じて学びの場
40 を柔軟に変更できるよう、継続して教育相談を行います。

1 ・ 多様化するニーズに対応することができるよう、専門家や関係機関等と連携した市町
2 への支援の充実を図ります。

3 ・ 通常の学級の中でできうる方策を十分に検討した上で、自立活動など特別の教育課程
4 が編成できる通級による指導や特別支援学級の必要性を検討していくという段階的
5 に検討できる就学相談システムの構築を推進します。

6
7 (3) 総合教育センターの相談支援機能の強化

8 障害のある子どものための特別支援教育相談の充実を図ります。

9 ・ 困難ケースへの適切な対応を図るため、関係機関との連携や、医師、臨床心理士等の
10 専門家を活用した相談・支援機能の充実を図ります。

11 ・ 相談対象を本人、保護者、教職員等として、発達障害等の子どもの適切な支援につな
12 がるよう機能の充実を図ります。

観点⑥ 関係機関との連携による切れ目ない支援の充実

方向性

- インクルーシブ教育システムの構築に向け、県と市町とが各々役割分担しながら、円滑な実施に向け連携協力して取り組みます。
- 保健・医療、福祉、労働等の各種関係機関や、家庭・地域、また企業等との連携協力により、学校卒業後の自立までを見据えた幅広い教育的支援を実現します。

具体の施策

(1) 県と市町との連携

県と市町との連携・協働のもと、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進めます。

- ・ 県と市町とが連携して、すべての教員の特別支援教育に関する指導力の向上に努めるとともに、すべての学校における特別支援教育の推進体制を強化します。
- ・ 県は、市町の考え方や方向性、課題となる事柄等を丁寧に取り、県が行うべき役割と市町への支援の内容を整理して、「地域で共に学ぶ」特別支援教育体制の整備・充実を進めます。
- ・ 市町においては、障害のある子どもと障害のない子どもが同じ地域で共に学び、共に生きる力を身に付けられるよう、インクルーシブ教育システムの構築をめざした体制づくりを推進するとともに、地域住民への理解と啓発を進めます。

(2) 家庭や地域、関係機関、企業等との連携

啓発活動や交流事業を通じて、障害や特別支援教育に対する理解を深め、学校と家庭や地域、関係機関、企業等とが密接に連携します。また、地域人材の活用を進め、学校の教育力の強化を図るとともに、障害のある子どもが地域で積極的に活動し、その一員として豊かに生活できるよう地域社会全体で支えていきます。

- ・ 学校と保護者等との連携・協力のもと、日常的な生活場面における子どもの自信と見通しを育て、発達段階に応じた自律性が身に付くよう、家庭の教育力の向上を図ります。
- ・ 個別の教育支援計画の作成・評価にあたり、生徒本人・保護者等に加え関係機関の参画を推進し、高等学校および高等部卒業後に地域で生活していくことを見据えた支援体制の構築を図ります。また、卒業後の進路先等への円滑な引継ぎに努めます。
- ・ 児童生徒自身が、自己の障害の状態や特性を正しく理解するとともに、他者との交流により多様な考え方や生き方があることを認めることにより、卒業後の進路をはじめとする自己のあり方を決定できる力を育みます。また、そのために関係機関や進路先と十分な連携を図ります。
- ・ 困り感のある生徒に必要な支援が行き届くよう、教員のアセスメント力を高めます。また、そのため、スクールカウンセラー等をはじめとする外部専門家や地域の関係機関、特別支援学校のセンター的機能を有効活用します。
- ・ 県立特別支援学校においては、学校運営協議会の設置および取組の充実により、地域

とともにある学校づくりを通じた地域社会との連携による取組を推進します。

- ・ 学校と地域の連携・協働体制づくりの充実により、ボランティアや地域人材等の活用を図るとともに、地域の協力を得て、障害のある人への理解と支援を推進します。

(3) 保健・医療、福祉、労働等の行政機関や事業所との在学中からの連携

障害のあるすべての子どもに対して切れ目ない支援を行うため、学校と保健・医療、福祉、労働等の行政機関や事業所とが密接に連携します。

- ・ 障害の重い子どもへの適切な指導・支援と障害のある子どもへの早期支援を促進します。
- ・ 保健・医療の関係機関と連携して、医療的ケアの必要な子どもたちや強度行動障害など障害の重い子どもに対する学校生活の充実に向けた適切な支援を図ります。
- ・ 発達支援センター等の福祉・医療・労働等関係機関との在学中からの連携のもと、障害のある子どもの学習環境の整備・充実を進めます。

(4) 卒業後の進路先・就労先等への支援の引継ぎ

ハローワークや働き・暮らし応援センター等の労働関係機関等との連携のもと、児童生徒の卒業後を見据えた社会参加と職業的自立を進めます。

- ・ ハローワークや働き・暮らし応援センター等を活用した進路学習を行うなど在学中から連携し、卒業後も就労の定着やその後の支援につながるよう、関係機関と情報共有を図ります。
- ・ 「しがしごと応援団」の活用により、企業等との連携のもと、障害のある生徒の職業教育の充実を図ります。

第5章 計画の進行管理と評価指標

1 進行管理の実施

本計画の着実な推進を図るため、計画の柱・観点ごとに評価指標を設定し、毎年度の実績を確認することで、各施策の進行管理を行います。

年度ごとの実績は、滋賀県特別支援教育支援委員会に報告し、医師・学識経験者や教育関係者等の見解を得ながら、評価を行います。評価にあたっては、実績の数値に着目するだけでなく、評価指標とともに示すあるべき姿も参考にして、総合的な観点から検討を行います。

また、これらの評価は、次年度以降の施策や取組の改善に反映させるとともに、必要に応じて、計画の見直しにつなげていきます。

1 2 評価指標

計画の柱・観点		評価指標		現 状		あるべき姿	
柱1 夢と生きる力を育む							
①	個別最適な学びと実態に応じた指導・支援の充実	個別の教育支援計画の作成率 (特別支援学級を除く)	公立小学校	R6	99.8%	支援の必要な児童生徒が、適切な指導・支援により、安心・安全に学習に臨むことができる。	
			公立中学校	R6	100.0%		
			県立高等学校	R6	97.4%		
		個別の指導計画の作成率 (特別支援学級を除く)	公立小学校	R6	100.0%		
			公立中学校	R6	100.0%		
			県立高等学校	R6	95.9%		
		個別の指導計画の活用率(作成活用率) (8月末までに支援を開始している割合)	公立小学校	R6	97.8%		
			公立中学校	R6	97.9%		
			県立高等学校	R6	48.8%		
県立特別支援学校において授業にICTを活用して指導できる教員の割合			R6	73.1%	学習意欲を高め、また情報リテラシーを学び、社会生活で生かせる力をつける。		
②	社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進	県立特別支援学校高等部における「しがごと検定」の受検者数		R6	401人	生徒の働く意欲を高めるとともに、自己選択・自己決定の力をつける。	
		県立特別支援学校高等部において一般就労を希望する生徒の就職実現率		R6	90.7%		
柱2 学びの基盤を支える							
③	すべての教職員の資質・専門性の向上	特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状の保有率	公立小学校	R7	23.5%	専門性の担保により、児童生徒が多様な学びの場を選択できる。	
			公立中学校	R7	20.7%		
		通級指導担当の特別支援学校教諭免許状の保有率	公立小学校	R7	57.1%		
			公立中学校	R7	52.9%		
④	多様な学びの機会の確保と教育環境の整備・充実	副籍(副次的な学籍)制度の利用率	公立小学校	R7	68.4%	障害のある子どもとない子どもが共に学ぶことにより、体験的に他者理解ができる。	
			県立特別支援学校	R7	45.0%		
		県立高等学校における通級による指導の実施校			R7	2校	個々の生徒の障害に応じた専門的な指導の充実を図る。
		新設特別支援学校の設置に向けた着実な対応			—		可能な限り早期に大規模化、狭隘化の解消を図る。
		北大津養護学校の増築棟整備			—		
柱3 みんなで学びに関わる							
⑤	適切な就学相談の推進	就学相談に係る全体研修会の受講者数			R7	434人	県内どの市町においても適切な情報提供と就学先決定ができる。
		就学相談に係る専門研修会の受講者数			R7	261人	
⑥	関係機関との連携による切れ目ない支援の充実	個別の教育支援計画の活用率(連携率) (関係機関と作成や評価に係る連携を行っている割合)	公立小学校	R6	73.2%	在学中からの連携により、卒業後も切れ目ない支援を受けることができる。	
			公立中学校	R6	54.8%		
			県立高等学校	R6	25.8%		
		医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業の延べ利用回数			R6	529回	すべての児童生徒が、安全安心に通学できる。
		県立特別支援学校の学校運営協議会設置校			R6	13校	学運協をとおして地域と連携できる。
「しがごと応援団」の登録企業数			R6	372社	企業の障害理解を深め、高等部生徒の進路先を拓く。		

1 資料

3 ○ 特別支援教育に係る国の動向

5 平成 19 年(2007 年)4 月 特別支援教育の本格的実施（平成 18 年 3 月学校教育法改正）

- 6 ・「特殊教育」から「特別支援教育」へ名称変更
- 7 ・盲・聾・養護学校から特別支援学校へ移行
- 8 ・特別支援学校のセンター的機能の発揮
- 9 ・小中学校における特別支援教育の充実

11 平成 25 年(2013 年)9 月 就学制度改正（平成 25 年 8 月学校教育法施行令改正）

- 12 ・認定就学制度の廃止
- 13 ・障害のある児童生徒の就学先決定の仕組みが改定
- 14 ・総合的判断（本人・保護者の意向を尊重）による就学制度導入

16 平成 28 年(2016 年)4 月 障害者差別解消法施行（平成 25 年 6 月制定）

- 17 ・障害を理由とした不当な差別的取り扱いの禁止
- 18 ・公立学校（令和 6 年からは全ての事業所）において「合理的配慮」の提供義務化

20 平成 28 年(2016 年)8 月 改正発達障害者支援法施行（平成 28 年 6 月改正）

- 21 ・発達障害児が発達障害のない児童と共に教育を受ける配慮
- 22 ・個別教育支援計画の作成推進

24 平成 30 年(2018 年)4 月 高等学校等における通級による指導の制度化

- 25 ・平成 30 年 8 月、学校教育法施行規則改正により、個別教育支援計画の作成を規定

27 令和 3 年(2021 年)1 月 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告

- 28 ・障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備
- 29 ・連続性のある学びや多様な学びの場の充実に推進

31 令和 3 年(2021 年)1 月 中央教育審議会答申 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

- 32 ・個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、適切な指導及び必要な支援を行
- 33 うことが重要

35 令和 3 年(2021 年)9 月 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行

- 36 ・医療的ケアが必要な児童への支援強化
- 37 ・家族への支援体制の整備

39 令和 3 年(2021 年)9 月 特別支援学校設置基準公布

- 40 ・慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、学校教育

1 法（昭和 22 年法律第 26 号）第 3 条に基づき制定

2 ・特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準とする

3 ・地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定

4
5 令和 4 年(2022 年) 3 月 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告

6 ・特別支援教育の専門性を担保しつつ、教師の養成・採用・研修の強化

7 ・個別最適な学びと協同的な学びに関する知見や経験の普及

8 →障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与

9
10 令和 4 年(2022 年) 4 月 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）

11 ・特別支援学級に在籍する児童生徒の交流や共同学習の時数について明確化

12 ・通級による指導の更なる活用を推進

13
14 令和 5 年(2023 年) 3 月 通常学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告

15 ・校長のリーダーシップの下で、校内支援体制を充実

16 ・特別な教育的支援が必要な児童生徒の実態を適切に把握し、支援を組織的に行う

17 ・「特別支援学校と小中高等学校の一体的運営」 インクルーシブな学校運営モデルの創設

18 ・校内支援体制の充実

19 ・通級による指導や特別支援学校のセンター的機能の充実

20
21
22 令和 6 年(2024 年) 4 月 地域における教育と福祉の一層の連携の推進について（通知）

23 ・こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省による障害や発達に課題のある子どもや家族への支援の連携

24
25 ・家庭・教育・福祉の連携を推進するための合同連絡会議の設置

1 ○ 用語解説

¹ インクルーシブ教育システム P1, 6, 20, 25, 27, 31, 40, 44

障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

² 特別支援学校 P1, 7, 11～16, 21, 22, 24～28, 30～42, 44, 48, 49

平成 19 年の学校教育法改正により、従前の盲・聾・養護学校が一本化されたもの。対象となる児童生徒の障害種別は学校教育法施行令 22 条の 3 に規定される 5 障害(視覚・聴覚・知的障害・肢体不自由・病弱(身体虚弱を含む))である。なお、平成 25 年 8 月の学校教育法施行令の改正により、これまで学校教育法施行令 22 条の 3 で示される障害の種別と程度の障害がある児童生徒に対し原則として特別支援学校に就学するものとされていた規定を見直し、22 条の 3 の規定に該当する児童生徒にあっては、個々の児童生徒等について保護者等の意見を聴取したうえで市町教育委員会が総合的な観点からその就学先を決定するものとされた。

³ 特別支援学級 P1, 8, 11, 12, 31, 32, 33, 38, 39, 40, 43, 48, 49

学校教育法の規定により、通常の小学校および中学校に設置される障害のある児童生徒のための学級。本県内で設置されている学級は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴および自閉症・情緒障害の 6 種別。

⁴ 通級指導教室、通級による指導 P1, 8, 16, 25, 31, 33, 34, 38, 40, 41, 43, 48, 49

小・中学校の通常の学級に在籍する、比較的軽度の言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害等のある児童生徒を対象として、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な特別の指導を行う教室である。特別の指導に係る授業時数は、年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準としている。

⁵ 医療的ケア児支援法 P4

令和 3 年 9 月施行「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」

医療技術の進歩に伴い増加・多様化する医療的ケア児(日常生活及び社会生活を営むために恒常的な医療的ケアを受けることが不可欠である児童。18 歳以上の高校生等を含む)とその家族が、居住地にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策。国や地方公共団体、保育所・学校の設置者等による支援は「責務」となった。

⁶ ユニバーサルデザイン P6, 20, 24, 30, 34, 39

「障害者の権利に関する条約」では「特別な調整や設計を必要とせずに、最大限可能な範囲で

誰もが使用することができる製品、環境、計画及びサービスの設計」と定義している。

教育においては、障害の有無にかかわらず、すべての児童生徒が安心して学べるように教育環境、授業、教材を工夫する取組。学習に困難を感じる児童生徒だけでなく、すべての児童生徒にとって学びやすい環境を整えることを表す。

⁷ SDGs P6

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本も積極的に取り組んでいる。

⁸ 教育支援委員会 P10, 27, 32, 46

障害のある子どもの就学先決定は市町教育委員会がその役割を担っている。個々の子どもについて、障害の状態等を踏まえた十分な検討を行った上で、本人・保護者の意見を可能な限り最大限尊重し、専門家の意見を聴くなどして、総合的に判断をする必要があるため、医師、教育職員、児童福祉施設職員など各分野の専門家からなる「教育支援委員会」が設置されている。

⁹ 特別支援教育コーディネーター P16, 17, 18, 24, 28, 39

学校における特別支援教育を推進するために、校内外の関係者をつなぎ、支援を調整する役割を担う。各校において校長が指名し、校務分掌に位置づけられる。具体的には保護者や学級担任からの相談に応じ、校内委員会を推進し、校内の教職員間の連携を強化するとともに、専門家チームや関係機関との連携を主導する。特別支援学校の特別支援教育コーディネーターは、これらに加えて地域支援の機能として小中高等学校への支援が加わる。

¹⁰ 発達障害 P16, 17, 27, 34, 39, 40, 41, 43, 48

発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。

¹¹ 個別の指導計画 P16, 17, 18, 19, 30, 33, 34, 38, 48

幼児児童生徒一人ひとりの障害の状況等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別的教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。

¹² 個別的教育支援計画 P16, 19, 30, 32, 33, 34, 38, 44, 48

「個別的教育支援計画」とは、障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定されるもので、教育のみならず、

福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組を含め関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠であり、教育的支援を行うに当たり同計画を活用することが意図されている。

¹³ 特別支援学校のセンター的機能 P 16, 27, 33, 34, 35, 38, 39, 41, 42, 44, 48, 49

地域の特別支援教育の中核として、特別支援学校がもつ専門性を生かして、地域の校園（保幼小中高等学校等）を支援する機能。具体的には、教員への支援・研究協力、特別支援教育に関する相談・情報提供、障害のある児童生徒への指導・支援、福祉・医療・労働などの関係機関等との連絡・調整、施設設備等の提供などを中心的な役割として担う。

¹⁴ キャリア教育 P 21, 36, 37

キャリア教育とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」である。

¹⁵ 合理的配慮 P 25, 31, 33, 34, 35, 38, 40, 48

合理的配慮は、障害者の権利に関する条約において提唱された新たな概念であり、中央教育審議会初等中等教育分科会報告では、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」と定義されている。同時に、合理的配慮については、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と示されており、合理的配慮の決定に当たっては、各学校の設置者及び学校が、体制面、財政面をも勘案し、均衡を失した又は過度の負担について個別に判断することとなる。

<基礎的環境整備>

この合理的配慮の基礎となる環境整備として、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内でそれぞれに行う教育環境の整備を基礎的環境整備と呼ぶ。

この基礎的環境整備を基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて合理的配慮を提供することとなる。

¹⁶ 副次的な学籍（副籍） P 25, 26, 31, 40

ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ機会の拡大を図るとともに、障害のある児童生徒に対するより適切な教育的支援を行うため、個別の教育支援計画および個別の指導計画に基づき、必要な支援を在籍する学校または学級以外でも行うことができるようにするための仕組み。

具体的には、小中学校等に在籍する児童生徒が特別支援学校で指導を受けたり、特別支援学校に在籍する児童生徒が小中学校等で指導を受けたりすることのできる仕組み。

¹⁷ 学校運営協議会 P 28, 32, 44

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕

組み。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。